

寺村信行氏ヒアリングの趣旨

寺村氏は、92年に銀行局長になり、在任中に宮澤首相の不良債権処理のための公的資金導入提唱（92年8月）、銀行の不良債権処理の促進、住専（日本住宅金融）の再建策の取りまとめ（92年8月）などの局面に遭遇している。

主計局次長、経済企画庁官房長、経済企画庁経済研究所長、理財局長を経た後に銀行局長に就任したため、金融行政に携わった期間は短い、その短期間に銀行の不良債権処理という大きな課題に直面している。

この期間には、総量規制の導入（90年3月）において住専を含むノンバンクが総量規制の対象外となったことが批判の対象となった時期でもある。

バブルの発生・崩壊、デフレに至る推移や金融政策の当事者として重点的に取り組んだ課題、取組み、成果などを語ってもらうことにより、後世に伝えるべき情報として整理する。

具体的には、バブル発生の当時の認識、バブル（地価神話）の発生の原因、銀行局長就任時の金融業界の状況、住専処理の経緯、銀行の破綻処理などについて解説をいただき、日銀の金融政策や大蔵省の姿勢に対する評価などについてお聞きする。

寺村信行氏略歴

寺村信行氏年譜		関連出来事年表
1982年(昭和57年)	大臣官房参事官	
1983年(昭和58年)	主計局主計官農林水産担当	
1984年(昭和59年)	理財局資金第一課長	
1985年(昭和60年)	大臣官房秘書課長	9月―蔵相・中央銀行総裁会議(G5)ニューヨークにて開催。 ドル高是正の経済政策協調推進で一致(ブラザ合意)
1986年(昭和61年)		9月―経済対策閣僚会議、総合経済対策を決定(内需中心の景 気拡大・雇用の安定などにより、経済の拡大均衡をめざす) (約3兆6000億円)
1987年(昭和62年)	主計局次長	2月―主要国蔵相・中央銀行総裁会議パリにて開催。黒字国の 内需拡大(低金利政策、為替レートの現水準での安定化を確 認(ルーブル合意)。2月―公定歩合引き下げ(3・0%↓2・ 5%・89年5月まで)。5月―経済対策閣僚会議、緊急経済対 策を決定(約6兆円)。10月―大暴落(ブラック・マンデー)
1988年(昭和63年)		7月―BIS中央銀行総裁会議・バーゼル銀行監督委員会「銀 行の自己資本比率の国際的統一基準」を決定
1989年(平成元年)		5月―公定歩合引き上げ(2・5%・87年2月より2年3ヵ月 ↓3・25%)
1990年(平成2年)	経済企画庁官房長	3月―金融機関の土地関連融資の総量規制を示達
1991年(平成3年)	経済企画庁経済研究所長(兼務)、理財局長	5月―地価税法公布・一部施行。12月―景気減速・地価急落に 対処し金融機関の不動産融資の総量規制の解除決定
1992年(平成4年)	銀行局長	6月―金融制度改革法成立。8月―「金融行政の当面の運営方 針」12項目を発表。8月―総合経済対策 総額10兆7000億 円

		寺村信行氏年譜	関連出来事年表
1993年(平成5年)			4月―新総合経済対策決定 総額13兆2000億円
1994年(平成6年)	国税庁長官		2月―総合経済対策を決定 15兆2000億円。2月―「金融機関の不良債権問題についての行政上の指針」を発表
1995年(平成7年)	全国銀行協会連合会特別顧問		1月―阪神・淡路大震災。3月―東京共同銀行が営業開始。6月―「金融システムの機能回復について」を発表。12月―6850億円の財政資金投入を含む住専処理法案決定
1996年(平成8年)			6月―住専処理法など金融6法成立。11月―橋本総理「日本版ビッグバン」を指示
1997年(平成9年)			7月―アジア通貨危機。11月―三洋証券会社更生法の適用を申請。北海道拓殖銀行が北洋銀行への営業権譲渡を発表。山一證券大蔵省に自主廃業を申請
1998年(平成10年)			10月―日本長期信用銀行の特別公的管理を決定、初の民間銀行国有化。12月―日本債券信用銀行も国有化
1999年(平成11年)			3月―金融再生委員会が大手15行の経営健全化計画を承認(7兆4592億円の資本注入)

第2部 オーラルヒストリーインタビュー①

寺村 信行 氏（元国税庁長官）

日時 2010年1月25日（月） 14時～17時5分
場所 内閣府（合同庁舎4号館） 1212会議室

バブルはわからなかった（1987年暮れ）

【原田】 最初に、バブルの時代がどんなものだったかを簡単に聞いて、それから、寺村様が銀行局長のときの不良債権処理の問題についてお聞きます。80年代を振り返って、経済がバブル状況へと変化する兆しはいつ頃あったと感じられましたか、あるいはそれにまつわるエピソードがあれば教えてください。

【寺村】 バブルへの変化というのは、今でも一般的に言われているのは、87年（10月19日）のブラックマンデー以降の金融緩和で、しかも、88年になって西ドイツが公定歩合を上げたけれど日銀は上げなかった。このあたりから通貨、M2（エムツー…現金通貨、預金通貨、準通貨）の供給量がものすごく増えていたこと、それがきっかけだと一般的には言われていますね。でも、当時はそういう認識がないんです。全くなかったということだと思います。

87年8月から90年6月まではほぼ3年間ですが、私は主計局の次長をやっていました。ですから、ちょうどバブルの時期に予算編成に携わっていたことになるわけです。87年、1年の次長のとき、私はたまたま整備新幹線の予算を担当していました。整備新幹線は収支採算が合わないことが問題で、収支採算の合わない新幹線を野放図

に整備すれば、また赤字の垂れ流しになる。国鉄改革をやったばかりなのに、第2の国鉄をつくることになるというのが財政当局の主張でした。しかし、地元の期待が大きいために、政治的にはこれを否定してしまうことができない。そんなことで、何となく問題が先送りされてきました。87年になると、政権与党であった自民党が、これ以上問題の先送りは政治的に困難であり、いつまでも財政当局の言い分を聞いているわけにはいかないという状況になってきました。最終的には、在来平行線の第3セクター化とか、一部に在来線を利用する方式を導入するなどの条件が付けられた上で一部着工（高崎・軽井沢間）されることで決着しました。

その過程で、自民党からあるシンクタンクが作成したレポートが提出されました。それによると山手線の各駅を高層立体化して、オフィスビルとして売却すれば、整備新幹線の建設費を十分に賄えるというものでした。87年当時、地価の上昇は加速しており、そのトレンドで上昇を続けるという前提の試算でした。財政当局としての意見を聞かれましたので、「地価がこのままの勢いで上昇を続けるかどうかはわからない。地価は下がることもある」と答えましたら、「そんな金勘定しか頭がない屁理屈が世の中に通ると思うか」といって自民党から一蹴されました。戦後半世紀にわたり地価は上昇を続けてきたわけですから、「地価が下がることもある」というのは今となれば当たり前ですが、当時は全く説得力がありませんでした。

88年の2月の日経平均は2万5700円でした。プラザ合意のあった85年9月の日経平均が1万2600円でしたので、2年半で倍増していました。丁度このころ野村證券の田淵義久社長に会った

ことがあります。私は「ちよつと株価が上がり過ぎていませんか。暴落のおそれはありませんか。」と尋ねました。田淵社長は、「株価の動向が分かる位なら、証券会社の社長などやっていません。自分で株をやつてますよ」と答えました。株価はそれから一年半かけて3万8915円まで上昇を続けその後暴落しました。つくづく先のことは誰にもわからないということが納得できました。

バブルが崩壊した後、ある信託銀行の専務から直接聞いた話です。うちの銀行の社長は先見の明があつて、バブル崩壊のかなり前から、「株が危ないから売れ」といつていた。バブル崩壊後、社長に「社長は先見の明がありましたな」といつたら、社長は「私が売れといったのに君達は売らなかつた。先見の明があつたとしても私にはガバナンスがなかつた」と浮かない顔で答えたということでした。

金融機関でもオーナー経営者のいた中小金融機関には、ごく例外的に株や不動産から手を引き、バブルの傷を負わなかつたところがありました。ビュロークラシイが確立しコンセンサスが重視される大銀行ではこのような決断は不可能であつたようです。わたしの知人で不動産業を営んでいた若手の中小企業経営者は、株と不動産をバブルがピークアウトをするかなり前に処分をしましたが、JC仲間からは、「お前は臆病だ。リスクをおそれているようでは、経営者として失格だ」と非難されたということです。

【**原田**】 そのときバブルを認識していたと言う方もいらつしやいますが、そういう方はかなり後知恵で言っている面があるということでしょうか。

【**寺村**】 そうです。

私が主計局次長として3年目に入った89年の7月末のことです。

毎年、予算折衝が始まる前に各省会計課長会議が開かれます。会議の後の懇談の席で、「今の資産価格の上昇はやはり変じゃないか」といいましたら、経済企画庁や通産省の出席者が異口同音に「何かおかしい」といいだしました。異常なことがおきているのではないかという思いはあつても、どこがどういうふうにおかしいのかということがいえない。そんな状況でした。

【**原田**】 先ほどおっしゃつたように、ブラックマンデー以降、長期の金融緩和がバブルをもたらしつたという議論があつたわけですが、政府、日銀、政治家の中では、自分たちがバブルを起こしているのではないかという議論はなかつた。世の中はすごいことになっているという認識はあつたけれど、自分たちの金融緩和とかで起こしているという感じはなかつたということでしょうか。

【**寺村**】 鈴木淑夫さんは、93年に『日本の金融政策』（岩波新書）を著しましたが、その中で、金融緩和の継続が過剰流動性をもたらしつた指摘しています。88年7月に西独が公定歩合を引上げたが、日本はそれに追従しなかつた。そこから問題が発生したという指摘です。

当時円高が進行している中で、卸売物価の下落（85年から88年にかけて15%以上の下落）が続いていました。88年の7月の西独の公定歩合の引上げに日本が追従すると、日米の金利格差が縮小し、円高がさらに進行する。そうなると、アメリカが公定歩合を引き上げなければならなくなり、欧州がそれに追従しなければならない。東京発の第2のブラックマンデーが発生するのではないかと、それを日本の金融界もマスコミも懼れたのです。

日銀が公定歩合を据え置いたときには、これで東京発の第2のブ

ラックマンデーは阻止できたと拍手喝采だったんです。このとき日銀の営業局長は後の総裁の福井俊彦さんでしたが、福井さんは、「西ドイツや米国はインフレ懸念に対応するために公定歩合を上げた。だけど、日本は物価が安定しているのだから、アメリカや西ドイツに追随する理由はない。」と説明しています。そんな状況でした。

それが88年の秋のことです。89年の「エコノミスト」の年頭所感では、竹中一雄さん（当時国民経済研究協会会長。同協会は04年3月に解散）が、「裾野の広い本格的な拡大が進行中」、金森久雄さん（当時日本経済研究センター理事長、現顧問）が、「過去40年間の日本経済で今が一番安定成長にある。成長率も高く、物価も安定しているのは過去になかったことだ。懸念材料など全くない」と語っています。どの経済雑誌も楽観論一色でした。その半年前の夏の各省会計課長で「何か変ではないか」と話し合ったのですが、みんなが変だとはいってないなら、自分の方が変なのかなと思ってしまうのです。

株価の暴落が始まったのが、89年の12月ですが、その寸前の10月に紺屋典子さん（当時日本証券経済研究所主任研究員）が、「日本の株価収益率は確かに世界に比べて高いかもしれないが、企業純資産に対する株価の比率（Qレシオ）は非常に低い。株価は6万円位までゆくのではないか」といっています。バブルの地価上昇で、企業純資産価値が上昇した結果Qレシオが低くなったのですが、それが低いから、株価は6万円まで上昇するという議論が、「エコノミスト」に堂々と掲載されていた状況です。だから株価がおかしいと自信をもって言い切れる人は少なかったのではないですか。

【原田】 物価が安定していた。今でも「物価が安定していたのだから日本銀行はちゃんとやっていた」とおっしゃる方もいらつしやいますから、確かにそういう状況だったのだらうと思います。最終的には、それはバブルであつたわけで、バブルが崩壊してしまった後始末をしなければいけなくなつた。米国と比べてそれが遅れてしまったということなのですが。

財政政策の失敗が起こした財政デフレがバブルの一因

【寺村】 ちよつとその前に、バブルの原因について申し上げたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

金融政策の失敗であつたことは誰もが認めますが、私はこれだけではなく、財政政策の失敗があつたと思います。

ブラザ合意のあとの85年10月に中曽根康弘総理が、日米經常収支の不均衡を是正する政策運営の提言を求め、これに答えて、翌86年1月に「前川リポート」が提出されました。「前川リポート」は、經常収支の不均衡を是正するためには内需拡大が必要で、そのためには構造政策が必要であるとなりました。その一方で、赤字公債依存体質からの脱却は必要である、と言つてしまつたわけです。そこから何が出てきたかというと、内需拡大策は、規制緩和の構造政策と金融政策しかない、ということになつてしまふわけです。それで、財政再建は着々と進められ、一般会計の赤字幅が徐々に縮小していきました。

一般会計の赤字幅が縮小していく過程で何が起きたかというところ、財政収支が全体として黒字となり、財政部門が貯蓄超過になつてしま

いました。当時、年金積立金は毎年GDP比2%の規模で増加していました。社会保障基金以外の財政収支の赤字が2%より小さくなっていけば、トータルの財政収支は黒字になるわけです。その事態が87年から進行していました。他方、民間部門は、家計部門の貯蓄超過が企業部門の投資超過を上回り、民間部門が全体として貯蓄超過になっていました。そこに政府の貯蓄超過が加わりますから、しわ寄せは海外部門で経常収支が黒字にならざるを得ない。

【竹中】 家計で余ったお金がバブルになったということですか。

【寺村】 いえ、そういう脈絡ではなく、国内部門が貯蓄超過になってしまったので、経常収支の不均衡が発生し、経常収支の不均衡に対し、金融緩和政策でしか対応できなかった。それが過剰流動性をもたらし、資産価格の高騰を引き起こしたということです。ただ、これを指摘した人が国内ではあまりいないのです。

【原田】 財政を出さずに金融1本足打法だったからバブルがひどくなった、とおっしゃっている方はいます。

【寺村】 これをはっきり言ったのは日米構造協議のアメリカです。89～90年にかけての日米貿易摩擦を解消するための日米構造協議が開催されましたが、そこで米国が主張した論理です。米国の主張は、政府部門が黒字であるために経常収支が拡大している。だから政府部門を赤字にするために公共投資をもっと拡大すべきである、というものでした。

私は主計局次長3年目で、公共事業を担当していましたので、この問題を担当することになりました。米国に対する反論は、次の2点でした。第1は、貯蓄投資バランスというのは事後的な恒等式であって、事前的な因果関係を示すものではない。現に第1次石油

ショックの時、日本は公共投資を積極的に拡大して財政収支を赤字にしたが、国際収支の黒字は縮小しなかった。第2に政府部門が貯蓄超過になっているのは、社会保障基金の年金積立金が増加しているためである。それは急速な高齢化が進行している日本としては、必要不可欠な対応である。むしろ急速な高齢化を迎えているからこそ、社会保障基金以外の政府部門の財政収支の均衡を回復することが求められている。

この主張でいいのかどうか、財政制度審議会の中期財政運営問題小委員会でも議論していただきました。小委員会には、館龍一郎（当時青山学院大教授）・貝塚啓明（当時東大教授）・石弘光（当時一橋大教授、現在放送大学学長）・正村公宏（当時専修大教授）・水野正一（当時中京大教授）といった錚々たる先生方が委員として名を連ねていました。小委員会は次のような報告書を提出しました。「対外不均衡を是正する手段として、財政が社会資本整備の財源として積極的に国債を発行すべきであるとの議論がある。これは、経常収支の黒字は国内の貯蓄超過の額に等しいという、いわゆるISパラメータ（貯蓄投資差額）論に立脚して政府が国債を増発すれば、国内の貯蓄超過が軽減され、経常収支の黒字も減少するとの主張だ」。

「しかしながら、このような主張が成立するかどうかは種々の条件に依存するものであって、我が国においては政府が財政赤字を拡大することによって、必ず国内貯蓄が減少し、経常収支（の黒字）が減少するという議論は、理論的にも現実的にも妥当しない」。

この報告書の原案は主計局が当時のアメリカに対する主張に沿って作成し、先生方に議論していただいたものです。今となって考えみると、確かに一義的な対応関係はありませんが、当時はこのよ

うな対応関係が成立するような状況になっていたのではないかと思われるかもしれません。民間経済の基調的な貯蓄超過が長期にわたり継続していました。そうした中で政府部門が貯蓄超過になることは、国際収支の黒字を拡大する結果にならざるを得ないのではないかと思います。

【原田】 私は、2本足で拡大していたら、つまり、財政も金融も拡大していたら、もっとバブルになっていたかもしれないという気がします。

【寺村】 財政がでていたら、国内の貯蓄超過がその分減少し、経常収支へのしわ寄せも小さくなり、円高の進行はもっとマイルドなものとなっていた。卸売物価の下落幅も小さくなった筈で、金融政策への過度の依存もなくなり、過剰流動性の発生もあれほどの規模にはならなかったのではないかという論理です。政府が民間から法律によって強制的に徴収した資金の一部を貯めこんでしまった。財政デフレを引き起こしていたのではないかと思います。財政制度審議会の小委員会の先生方から、「財政デフレを引き起こしているのではないか」という問題提起がなかったのが、今となっては不思議です。

【原田】 石弘光先生は体質的に財政均衡論者ですけど、館龍一郎先生はどうでしょうか。

【寺村】 でも、財政黒字論者じゃないでしょう。均衡ならいいんだけれど。何故年金資金をバランスの外においてしまったかということです。

【原田】 でも、年金は将来払わなければいけないわけですから。

【寺村】 年金積立金の増加は法律による強制貯蓄です。経済へのイ

ンパクトは増税と同じである筈です。なんでその事実が指摘されなかったか、ということです。

【原田】 館先生はケインジアンですから、そういうことをおっしゃってもよかったかもしれませんね。

【寺村】 1941年に日本が厚生年金を導入した時、財政方式は積立方式が採用されました。戦費調達に貢献する狙いもあって自分の年金は自分で積み立てるという考え方です。ところが、現実には徴収できる保険料は、民間年金のような完全積立方式にはいかない。完全積立方式に比べると積立不足が発生しましたが、それでも日本の厚生年金は支払年金額の5年分に相当する積立金をもっています。

一方殆どの先進国の公的年金は、現役世代が退役世代の年々の年金財源を賄うという賦課方式になっていて、ドイツもフランスも年金積立金は支払年金額の1ヵ月分、イギリスは2ヵ月分にしか過ぎません。日本の社会保障基金の資産超過額は08年度で実に194兆円、GDPの39%に匹敵します。

日本だけが高齢化しているわけではありません。ドイツもフランスも高齢化しています。支払年金の1ヵ月分の資金しか保有していないドイツやフランスでは、年金制度の財政基盤の将来に対する不安が、日本のように問題とされることはありません。

考えてみると、公的年金制度があるうとなかろうと、高齢化前の現役世代と高齢化後の現役世代に負担の不公平が存在するのは当たり前で、世代間の負担の不公平と年金制度とは関係がない。

【原田】 高齢者が増えて若者が減るわけですから、積立金がないと、将来的に若者の負担は非常に大きくなります。

【寺村】 でも、賦課方式だって同じことです。

【**原田**】 だから貯めておかねばいけない、という議論だったわけですね。

【**寺村**】 だから貯めておかねばいけない、という議論が間違っているのではない。貯めておかねばいけないというのは、例えば民間部門が投資超過であるならば問題はありません。民間部門は貯蓄超過の時に、政府部門が貯蓄超過になるまで貯めると、マクロ経済運営としては、むしろ問題になる。年金積立金をマクロ経済バランスの外においてしまうのがおかしいと思うのです。

【**竹中**】 そうかもしれません。

【**原田**】 将来的に払わなければいけないお金というのは、本当に資産と言えるのかという問題があります。

【**竹中**】 でも、そのときだけを見ていたら、やはり超過になっていますね。

【**寺村**】 民間年金は将来のために積み立てないと成立しない。しかし公的年金は税金と同様将来の現役世代が担保になるので、積み立てなくても成立するのです。それを、民間年金と同じアナロジーで考えてしまったことに問題があり、「貯蓄が個人にとっては美德だが、社会の構成員全員が貯蓄すれば美德でなくなる」という例の合成の誤謬と同じことを起こしたのではない。

【**原田**】 公的年金の資産が、将来払わなければいけないとしても、資産であると考えれば、もちろん政府の過剰貯蓄があることにはなりません。

【**寺村**】 過剰貯蓄があつて、財政デフレを起こした。財政当局としては、「91年度特例公債依存体質脱却」の目標は至上課題でした。政府の公約でもあり、前川リポートも世論もそれを支持したので、

歳出削減に懸命な努力をしました。80年度から90年度にかけて、政府支出のGDP比は低下しました。その間経済成長に伴う税の自然増収があつたため、91年度予算で、特例公債依存体質脱却の目標を達成することが出来ました。当時の主計局長は小粥正巳さんでした。小粥さんは財政再建のための消費税導入を提案し、世論の反発を受け、その心労で80年に急死した大平（正芳）総理の秘書官でした。予算編成作業が終わって間もなく、主計局長室に入ると、小粥さんは、「昨日大平総理のお墓にお参りに行ってきました。『大変遅れて申し訳ありませんでしたが、総理の宿題をやつと仕上げる事が出来ました』と報告してきたよ」とぼつんといいました。財政当局としては、そんな思いで、歳出削減の努力を続けてきました。しかし、年金積立金の増加を財政バランスの外に置いたため、結果として、国内が必要不足に陥り、経常収支の黒字拡大、円高、円高是正の金融緩和、通貨の過剰供給、バブルという結果をもたらしたことになります。

【**竹中**】 なるほど、わかりました。

「銀行局は火事場になった」

【**竹中**】 何かおかしい、という雰囲気はありますが（**寺村**）みんながわからなかった）わからないままバブルが（**寺村**）起きた）起きて、かつ、崩壊していくわけですね。そのあと寺村さんは理財局長をなさって、バブルが崩壊したのは、89年末に株価がピークで……。

【**寺村**】 89年の12月に株価がピークアウトし、91年の夏に地価が

ピークアウトしました。

【**竹中**】 そして、バブルが崩壊して、かなり大変な状況になりましたが、おそらく皆がまだそれほど大変な状況とは気づいていないときに、銀行局長になられたと思います。92年6月に理財局長から銀行局長になりました。前局長は土田〔正顕〕さんでしたが、引き継ぎを受けたときに特に印象に残っていることはありますか。あるいは、銀行局長になられたとき、どういうご感想をお持ちになりましたか。

【**寺村**】 土田さんは、自筆の部厚い引き継ぎ資料を作成していました。それをほぼ1週間かけて詳細に説明してくれました。その冒頭には「銀行局は今や火事場となった。悪戦苦闘の日々が続く。ご健闘を祈る」と大きな字で書かれていました（笑）。

【**竹中**】 この本（『検証経済暗雲』）にも書いてあります（笑）。既に火事場の状況にあったというのは、具体的にどのような火事場の状況だったのでしょうか。

【**寺村**】 株価の下落に伴い、株式含み益が減少し、金融機関が債務超過に陥る危険性が増大したことです。92年初には日経平均2万円台であった株価が、6月に1万6000円台、7月に1万5000円台になりました。金融機関の不良債権が増加していましたが、株式の含み益があるから債務超過にはならないと考えられていました。ところが、日経平均で1万2000円台にまで株価が下落すると株式含み益が消失し、大手21行の中でも債務超過になるというところが出てくる。支払不能に陥る銀行がでて、パニックに発展するということが怖れられ出した状況でした。

【**竹中**】 不良債権の話が出たので教えていただきたいのですが、今も学者のあいだで議論になることは、これは大変失礼な質問ですが、いったい大蔵省はどこまで把握していたのか、ということですよ。92年4月、土田前局長のときに大手金融機関の不良債権の総額が7・8兆円にのぼると発表していて、10月には12兆にのぼると発表しています。このときは注意書きがついていて、まず、それは大手金融機関の不良債権額に限られていること。それから、利息の支払いが6ヵ月以上滞っている貸出債権のみを対象とした数字になっていて、いわゆる利息減免債権あるいは全く利息を払っていないようなものに関しては含まれていないということです。

【**寺村**】 利息を払っていないかったら延滞債権になっていますから、入っていますが、金利減免債権はこの当時はまだその実態が殆どありませんでしたので入っていません。

【**竹中**】 ああ、すみません、支払いの滞りが6ヵ月未満のものは入っていないんですね。

【**寺村**】 入っておりません。

【**竹中**】 ただ、こういう注意書きをつけて公表したということは、それ以外の債権についても把握していたということですか。

【**寺村**】 大手金融機関に対して、経営破綻先債権と、6ヵ月以上延滞債権の提出を求めました。何故6ヵ月以上かという点、延滞債権として認識するには6ヵ月以上で区切ることがそれまでの経験則上概ね妥当であったということです。3ヵ月以上の延滞が6ヵ月以上の延滞債権に必ずしもならないことがありました。

【**竹中**】 大手金融機関以外は取っていたんですか。

【**寺村**】 中小金融機関には提出を求めませんでした。個別金融機関

の経営リスクについては金融検査などで把握をしていましたので、システミックリスク（連鎖破綻リスク）については、大手金融機関の動向をみれば把握できると考えられたからです。

【竹中】 今日来る前に西野さんのこの本を改めて読んでいたんですが、（この本によると）銀行局長に就任されたあとに、福井さんと極秘に会談をされた。日付まであって、それは92年8月5日とあります。そこで福井理事から「不良債権は40兆円以上ある」という指摘を受けたということが書いてあります。

【寺村】 その通りです。

【竹中】 大蔵省が公表している数字は12兆ぐらいですが、そこに40兆という数字が出てきた。そのときはどういうふうにお感じになりましたか。

【寺村】 大蔵省が92年10月に公表したのは、大手金融機関から提出された破綻先債権、延滞債権の合計額です。ところで、ノンバンクや住専に対しては、バブル期に多数の金融機関が暴走して融資をしたために、金融機関が債務者の実態を充分に把握できなくなっていました。バブルが崩壊して、ノンバンクや住専の経営が急速に悪化しましたが、金融機関が実態を把握できなかったため処理が進まず、破綻先債権にも延滞債権にも分類されない状況となっていました。従って、大蔵省が公表した12兆円は、不良債権の実態を正確に示したのとはいえません。金融機関自体が自行の不良債権の実態を把握できていませんので、その合計額自体がそもそも存在しません。不良債権の実態はとなると、一定の前提を置いた推計以外にはありません。日銀の40兆円は日銀なりの前提を置いて推計したものです。前提の置き方によっては、50兆円とも60兆円とも言われる数字

が経済雑誌には出ていました。

【竹中】 そこで、日銀はそういう推計を出してきた。

【寺村】 一定の前提を置けば、推計はできます。しかし、その前提が大きく変動していました。

【原田】 それは「株がこのぐらいう下がったら」とか「地価がこのぐらいう下がったら」とか……。

【寺村】 「株がこのぐらいう下がったら」というのは、将来の変動に対する推計で、株式含み益がどこまで下がるかという計算ですからこれは比較的容易です。解らないのは不良債権の実態なのです。だから「住専に対する貸出しのx%が不良債権化しているとする」といった類の前提を置かなければ推計できないということです。西野さんの本にも出ているかもしれませんが、94年に、たしかこういう計算をしたんですね。

【竹中】 西野さんの本に出ていましたね。

【寺村】 大手銀行の破綻延滞債権が13兆7000億ありました。大手銀行の総資産に対する破綻延滞債権の比率が2%ですので、全金融機関の総資産に対して2%をかけると、全金融機関の破綻延滞債権が22兆円と推計されます。このほかに、住専、ノンバンクの破綻延滞債権があります。これがわからないわけです。そこで住専、ノンバンクの総貸出が96兆で、そのうち建設・不動産向けが38兆円、そのうちの50%が破綻・延滞化していると仮定するならば、約19兆円になります。22・8兆円＋19兆円で42兆円となります。こういう計算をしたわけです。しかし、「50%と仮定すれば」ということです。この前提は後に地価の変動によって60%にも70%にもなっていました。だから、はっきり言うとうわらないということです。

【原田】 わからなかったのだろうとは思いますが。オーダーとして40兆といわれましたが、それ以前は10兆前後という数字が発表されていたいました。

【寺村】 それは本体のほうですね。関連ノンバンクのほうは別ですからね。

【原田】 すると、日本の金融機関全体として何十兆もあるということとは、93年の段階ではもう把握されていたということですね。

【寺村】 94年の年初に推計しました。42兆円のうち、アバウト50%の21兆円が償却を要すべき不良債権ではないかと。それで、その21兆円のうち、既に9兆5000億円は金利減免債権として処理済みです。そうすると残りは10・5兆円になります。これを業務純益で消していけばよい筈です。業務純益は92年度には6兆円ありましたが、もし地価の下落が94年年初の水準で止まるならば、十分処理可能ということになります。地価の94年の年初の水準というところ、地価がピーク時から半分になった水準で、バブル発生前といわれる87年の水準です。

【竹中】 その試算を出されたのはいつ頃ですか。

【寺村】 94年2月に「金融機関の不良資産問題についての行政上の指針」を（大蔵省通達として）出しました。その前の作業として1月にやってみただけです。

【竹中】 そうすると、不良債権が10兆円ぐらいだったら業務純益で返せるだろうと。

【寺村】 要するに、地価がバブル発生前の水準で止まったら十分対処可能でした。ところが地価は、ピーク時対比94年の50%から04年の10%近くにまで下落します。94年時点から8割近い地価の下落が

発生しました。だから不良債権は償却しても償却しても新しく湧き上がってきました。

【竹中】 そうすると、地価の下落を想定するのはなかなか難しかったということですね。

【寺村】 難しいというより全く不可能なことです。仮に、現在の時点から94年にタイムスリップして、94年当時の人達に地価はこれから8割下落するといっても、絶対に信じてはもらえないと思います。

地価神話をもたらしたのは諸規制だった

【寺村】 なんで地価がバブル発生前の水準で止まらなかったか。世界の殆どの国が、金融の規制緩和で不動産バブルを経験しましたが、日本以外の国は全部、不動産価格はバブル発生前の水準で下げ止まりました。ところが日本の商業地価指数は73年の水準まで下がりました。戦後半世紀にわたった経済の成長をはるかに上回る異常な高騰を続けてきた地価に構造変化が生じたとか考えようがない。そこで、何故、経済の実態を上回る異常な地価の高騰が続いたかという事になります。戦後、日本の歴史上例のないテンポで人口の都市集中が進展します。人口の都市集中に伴い、宅地需要が急増します。しかし、借地借家法（1941年）、地代家賃統制令（1946年）、農地法（1952年）、都市計画法（1968年）、相続税法（1975年・農地猶予制度）等それぞれの法令が目的とする重要な法益を求めするために必要とされた諸規制が結果として宅地供給を抑制することとなり、結果として宅地の異常な高騰を招く

ことになりました。世界各国の不動産価格も戦前の日本の不動産価格も概ね収益還元価格で説明が可能ですが、戦後の日本の地価は収益還元価格では説明が不可能になりました。戦中戦後の諸規制により、土地については市場の価格メカニズムが機能しなくなった結果、地価が収益還元価格から乖離したものと考えられます。

ところが、バブルが崩壊してから、規制緩和の動きが一段と加速しました。これらの規制緩和は地価下落を目的としたものではないのですが、結果として宅地供給を抑制してきた規制が緩和されることになりました。92年からの農地法の宅地転用規制の緩和、都市計画法の市街化調整区域の見直し、建築基準法の容積率の制限の緩和、地価税の導入、固定資産税の実効税率の大幅な引上げ、96年の定期借地権の導入と相続税の農地猶予制度の見直し、99年の定期借家権の導入等々です。

戦後宅地供給を抑制していたこれらの諸規制が次々と緩和されていったため、マーケットメカニズムが働くようになり、グローバルスタンダードである収益還元価格に地価が収斂していく過程を辿ったものと思われます。

【原田・竹中】 収益還元法ですね。

【寺村】 商業地の価格は、ピーク時のほぼ10分の1となった水準で収益還元価格で説明できるようになりました〔資料1〕。

【竹中】 そうすると、もともと土地の供給を絞って土地の値段を非常に上げているところにもってきて、バブルが起きた。

【寺村】 それぞれの規制は公平と公益などの法益を求めた規制で、土地の供給を絞るための規制ではなかったのですが、結果として宅地の供給を抑制したということです。

資料1 6大都市商業地価格指数（1990年3月＝100）

年・月	価格指数	年・月	価格指数	年・月	価格指数	年・月	価格指数	年・月	価格指数
70.3	8.6	78.9	14.6	87.3	44.2	95.9	37.0	04.3	13.5
70.9	9.0	79.3	15.1	87.9	56.2	96.3	33.1	04.9	13.3
71.3	9.4	79.9	15.9	88.3	62.6	96.9	30.3	05.3	13.4
71.9	9.8	80.3	16.7	88.9	70.1	97.3	28.5	05.9	13.7
72.3	10.3	80.9	17.4	89.3	78.3	97.9	27.0	06.3	14.8
72.9	11.1	81.3	18.0	89.9	88.2	98.3	25.6	06.9	16.1
73.3	12.9	81.9	18.8	90.3	100.0	98.9	24.4	07.3	17.7
73.9	14.3	82.3	19.5	90.9	104.5	99.3	22.7	07.9	19.2
74.3	14.8	82.9	20.1	91.3	103.3	99.9	21.2	08.3	19.8
74.9	14.9	83.3	20.8	91.9	98.9	00.3	19.9	08.9	18.9
75.3	13.7	83.9	21.4	92.3	87.5	00.9	18.8	09.3	17.0
75.9	13.7	84.3	22.7	92.9	76.6	01.3	17.8	09.9	15.7
76.3	13.7	84.9	24.1	93.3	67.9	01.9	16.8	10.3	14.9
76.9	13.8	85.3	25.6	93.8	61.4	02.3	15.9		
77.3	14.0	85.9	27.9	94.3	55.3	02.9	15.1		
77.9	14.1	86.3	33.0	94.9	49.3	03.3	14.3		
78.3	14.3	86.9	38.3	95.3	41.9	03.9	13.8		

出所）日本不動産研究所

【竹中】 そのため、2段階ぐらい非常に高いところにいたのが、まずバブルが崩壊して1段のところまで落ちた。

【寺村】 それが94年の水準です。

【竹中】 そのあとノーマリゼーションになった。

【寺村】 それから04年まで下がり続けるのです。そこから9年間下がり続けるのです。

【竹中】 わかりました。

【原田】 バブルのときに規制緩和とは言われていたけれども、例えば汐留の土地を売るなどか逆のことをしたことがあります。

【寺村】 あれは上がったときですよ。さらに加速するじゃないかと。

【原田】 本来は供給が増えれば下がるはずなのに。

【寺村】 その通りですが、それは一般論で、ああいう状況のときには、かえって加速する可能性はあるわけです。

【竹中】 投機を煽る可能性があるからですね。

【寺村】 投機を煽る。

【原田】 バブルのときに規制の撤廃をすればよかったわけですが、バブルが崩壊してからやったから、さらに下がってしまった。

【寺村】 バブル以前からも諸規制の緩和は始まっています。前川リポートでは、需要不足経済に対処するために必要なことは構造改革だ。そのためには規制緩和だということで取り組んできました。現実にはなかなか抵抗があつてすぐには実現できない。それでも規制緩和は至上課題であると考え、時間はかかりますが、規制緩和は進められました。

【原田】 ただ、一方で、都市の良い部分の土地を持っている人たちは、規制緩和によって自分の土地の価格は上がるわけですね。

【寺村】 そうです。

【原田】 丸の内の容積率が2000%になれば、丸の内は上がるわけですから、他が下がっても、自分たちは得する。だから、そういう規制緩和をしてほしいという勢力は非常に強かったと思います。

【寺村】 規制緩和自体は必要です。時代の変化に対応できないような規制はどんどん見直しする必要があります。

【竹中】 土地の供給増と土地の価格が下がったことについては……。

【寺村】 それをきちんと説明してくれる学者の方がいないかとさがしているのですが。

【原田】 農地の規制があるから日本の都市の地価が高いという分析を、ブーンという若い学者がしていましたね。

【寺村】 借地借家法、都市計画法、建築基準法、相続税法もあります。それから、借地借家法の運用で、立退きを求める際の、正当事由についての裁判所の判例も大きな影響があります。裁判所の判断も世の中の変化につれて変わってきています。

【原田】 一般的に規制や制度によって土地が高くなるということについては、岩田規久男先生と山崎福寿先生の研究があります（岩田規久男、山崎福寿他『土地税制の理論と実証』東洋経済新報社、1993年、以下、岩田規久男『都市と土地の理論 経済学・都市工学・法制論による学際分析』ぎょうせい、1992年、『土地改革の基本戦略 所有優先から利用優先へ』日本経済新聞社、1988年、『土地と住宅の経済学』日本経済新聞社、1977年、

以下山崎福寿『都市再生の経済分析』東洋経済、2003年、『経済学で読み解く土地・住宅問題』東洋経済新報社、2001年、『土地と住宅市場の経済分析』東京大学出版会、1999年。

【寺村】 そうですか。

【原田】 それから、「ピーター・ブーンさんというアメリカの若い学者がやった研究が内閣府から出ています。

【堀】 それは90年頃ですね。

【竹中】 でも、土地の値段がすごく下がったことと、土地の供給が増えたという話は、あまり見たことがないですね。江副（浩正・元リクルート会長）さんが、土地は絶対に永久的に下がるという本を書かれていますけれど。（不動産は値下がりする！「見極める目」が求められる時代）（2007年8月、中公新書ラクレ）

【寺村】 経済の長期低迷で土地需要がそれほど増加していないので供給も増えてはいない。しかし、価格は下がり続けました。この点を説明する学者の方はいないのかということです。

【原田】 岩田規久男、山崎福寿先生の研究があると思いますが。

【堀】 原田さんがおっしゃっているのは、（地価が）高かった時代に規制が要因になっているという論文で、それを外したことで下がった、というのはあまり見たことがない。

【原田】 ああ、逆の分析はないということですか。

【竹中】 それはすごく斬新な視点だと思います。というか、不良債権問題がそこまで悪化したということで、不良債権問題との絡みでそれを議論するということは……。

【寺村】 規制緩和が土地の値段を下げた、という実証研究がないかなと思って探しているんですよ。

【原田】 上げているという研究はあるけれども、実際に外したから下がったという研究はないと思いますが。でも自動的に逆になると思います。

【寺村】 そうでなければ、なんで14年間も地価が下がり続けたかわからない。その後景気が回復して、局地的に発生したミニバブルを除く地価全体の水準は今だって変わっていないわけです。そこは要するにグローバルスタンダードに回帰した過程だと考えればいいのではないでしょうか。

【竹中】 江副さんがおっしゃったのはまさに、容積率の緩和とか、埋立地がどんどん増えているから、結局都市部の土地の供給がどんどん増えている。だから土地の値段はずっと下がり続けるということです。

【寺村】 それから定期借家権も大きいと思いますよ。今新しいビルはかなり定期借家権のウエイトが大きくなっています。

【竹中】 ちゃんと確認ですが、不良債権の総額の試算の話で、西野さんの本の受け売りで恐縮ですが、この本に出ているのは、93年2月に日住金の二次再建策をまとめるときに、銀行局の中で、不良債権はそもそもいったい幾らぐらいあればいいのかということを考えていた（92年11月）。そこでは総額を50兆円と推計して、ロス率を20%とすると10兆円の損失が出るから、これを5〜10年かけて処理する。

【寺村】 ロス率を20%としたのは、その当時の地価を前提としたものです。ロス率はその時点の地価を前提としてしか設定できません。地価の将来の下落率を想定してロス率を設定しようとするれば、コンセンサスは成立しなくなります。地価が下落すれば、ロス率は

拡大しますから、当然のことながら、再建計画の見直しが必要となります。

大蔵省はどこまで把握していたのか？

（銀行局長就任時1992年6月）

【竹中】 そういう状況で、地価がそこまで下がるかわからない、というお話を今聞かせていただきました。しかし、「火事場になった」というように、不良債権問題はかなり大きな問題としてあったのだと思います。

そうすると、局長にご就任されたとき、対処方針という言葉が適当かどうかわかりませんが、不良債権問題についてどのようなかたちで臨めばいいとお考えでしたか。

【寺村】 基本的には、就任して1ヵ月半ぐらい、過去の書類も全部調べまして局内で徹底的な議論をしました。そのときは株価が釣瓶落として下落を続けていました。当時、あるエコノミストが日経平均が1万円になるとの見通しを発表していました。1万円になれば、金融パニックが発生するのは間違いありません。銀行の株式含み益がなくなり、当時把握されていた低い水準の不良債権ですら償却できなくなる事態となります。従って、信用不安による金融恐慌が発生するので、預金者保護のために公的資金の導入が必要となります。

具体的にはどういう手順で公的資金を導入すべきかを検討しました。まず日銀法37条（当時は日銀法第25条、後に改正されて37条に）を発動して、日銀の特別融資で、銀行に当座の支払資金を出す。そ

の間に公的資金導入のための特別立法を準備する。ただし、特別立法が間に合わない場合を想定して、モラトリアム（支払猶予）の緊急立法も準備する。という手順になります。

（金融機関等に対する一時貸付け）

第三十七条 日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があると認めるときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

ただし公的資金の導入は、銀行が債務超過となり、支払い不能になることが明らかにならない限りは絶対にやってはいけない。なぜなら、公的資金を導入するためには国民の同意が必要であり、国民の同意を得るためには、その目的が預金者の利益の保護にあることが明瞭でなければ、国民は納得しない。銀行が債務超過で経営破綻

が明らかだということを示さない限り、その前の公的資金の投入は国民には銀行救済と受け取られる。昭和金融の時の混乱はそのためであった。銀行がつぶれることがはっきりしない限り、すなわち銀行が債務超過になることが明らかでない場合に公的資金を導入すれば、かえって混乱を引き起こし、国民負担の増大を招くのみであるということの基本スタンスとして固めました。

92年8月18日に公表した「金融行政の当面の運営方針」は、その基本的な認識の下に出したわけです。当時、北欧三国やアメリカなどでも、金融危機で公的資金を投入していましたが、すべて金融機関が債務超過に陥ってからのことです。債務超過になる前に、公的資金を投入した例はない。だから、その基本認識は今も間違っていないかと思っています。

【竹中】 「金融行政の当面の運営方針」の中には……。

【寺村】 そこは明確には書いていません。前文で、「当局としても、永年にわたって金融システムに寄せられてきた国民の信頼がいささかでも損なわれることのないよう最大限の努力を傾注して参る所存である」と書きましたが、これはいざというときの日銀法37条の発動と公的資金導入を頭に入れていたわけです。でも、「銀行がつぶれるから金融恐慌が起きる可能性がある」とは書きませんでしょう（笑）。

【竹中】 銀行が債務超過に陥る状況が来るかもしれないと……。

【寺村】 株価が1万2000円になったら来ると思っていたわけですよ。だから大変だと思っていました。

【竹中】 1万円ぐらいになって本当にパニック状況になったら……。

【寺村】 公的資金投入。当然ですよ。でも、1万2000円でもこういう事態は起きるのではないかと思いました。つまり弱いところがつぶれますでしょう。だからすぐに手順を進める必要があると。

【竹中】 そういうご認識でしたか。

【寺村】 はい。

【竹中】 それでも、「金融行政の当面の運営方針」にまさか公的資金投入と書くわけにはいかなかったと。

【寺村】 書けません。だから、要するに債務超過にならずにそのまま行って回復すれば万々歳です。なったときにはそうだと。しかし、ならないような手をできるだけ打とうと考えていました。

【竹中】 それで、実際に株価は1万4000円を切るとか切らないとかという話をして、これを発表したあとにピュッと上がりますね。

【寺村】 ピュッと上がりました。だけど全然安心しませんでした。そんなものは一時的な現象にしか過ぎないと思っていました。基本は変わっていませんから。要するにマーケットが一時的に反応しただけだと思っから、何の安心もしませんでした。

【竹中】 ずっと下がりますね。

しかし、銀行の含み益という話は、銀行がみんな「いつせいのせ」で株を売ってしまおうと株価が下がるので……。

【寺村】 だから、いつせいのせで売ったからまた下がったものだから、「それはやめた方がよい」と言ったわけです。「むしろ配当をやって、赤字決算をした方がよい」と言ったわけです。だけど、それに銀行は乗らなかった。

【竹中】 そこが今日お伺いしたいところだったのです。

【寺村】 要するに、株式含み益の益出しをしても意味がない。そんなことはやめて、赤字決算をして、配当をやめた方がよいといった。しかし、銀行は乗ってこなかった。

【竹中】 ああ、そうですね。

【原田】 でも、銀行は隠したかったということでしょうか。

【寺村】 隠したかったというより、そういう認識がなかったのではないですか。まだ株式含み益もあるし、地価の下落がいつまでも続くとは限らない。「なんで、そんなバカみたいな過激なことを言うのか。」ということですよ。

【原田】 でも、銀行は含みがあるから大丈夫だと思っていた。

【寺村】 だって現に含みがあるんですから、間違いない。

【原田】 ただ、1万円になったらもう含みはないですよ。

【寺村】 ないですけど、1万円になるかどうかわからないじゃないですか。現に92年から95年にかけて株価は1万4000円を底値で推移しました。

【原田】 そうですか。でも、実際には株をそんなに大量に一遍に売れるものではないですね。

【寺村】 一遍に売り切れば暴落しますので、売ってすぐ買い戻すクロス売買をするのです。クロス売買で簿価を時価にまで引上げて、利益を出すのです。簿価がどんどん上がっていきます。クロス売買をしていると、銀行の基礎体力を落とすことになります。

【竹中】 簿価がどんどん上がっていつてしまうから、株価が下がったときに含み損が出てきてしまいますね。

【原田】 含みがなくなりますよね。

【寺村】 そういうことです。

【原田】 それを言ったのに、銀行は言うことを聞かなかったんですか。

【寺村】 いやそれでクロス売買はかなりとまったのです。みんなおかしいとは思っていたのです。だから、みんながやるならやめてもいいということになりました。

【原田】 銀行はそういう横並び体質ですからね。

【竹中】 赤字決算の話は、先ほどの本によれば、それこそ福井さんと会談されたときに、福井さんが「納めなくてもいい税金を、無理に利益を出して納めているのは本当にどうかしている」という話をされた。

【寺村】 そうです。本当にそう思いましたね。

【原田】 銀行の若い人たちはみんなそう言っていましたよ。なんでこんなことして税金を納めているのかと。

【寺村】 そうですね。

【竹中】 それより不良債権を償却したほうがまだいいはずなのに。

【寺村】 そうです。

【竹中】 寺村銀行局長の目からご覧になって、銀行は赤字決算を出すのはなぜイヤだったのでしょうか。

【寺村】 蓄積があるのに何故赤字決算にしなければならないのかという株主からの批判を怖れたのではないのでしょうか。

【原田】 経営責任がありますからね。

【寺村】 赤字となると当然経営責任を追及されることになります。

【竹中】 私の質問は逆に、常識を知らない不適切な質問でしたか
(笑)。

【寺村】 それは経営責任を問われますから。

【原田】 でも、全員が一斉に赤字決算をすれば……。

【寺村】 だから「全員一斉にやつては」と提案してみたのです。しかし、そこまでの経営判断をするほど銀行はまだ追い詰められていなかったのではないですか。

【竹中】 銀行局長様が説得しても、説得できないのですか。

【寺村】 金融自由化の推進が喫緊の課題であった時期です。規制当局が個別銀行の配当にまで介入したということになれば、問題となります。

【竹中】 確かにそうですね。

【寺村】 マーケットを否定する論理ですから。

【竹中】 でも、銀行は、赤字決算して不良債権をどんどん償却していけば……。

【寺村】 「みんなが一斉にやるならいいけど、自分のところだけやると、袋叩きに遭うのではないか」と、みんなそう思いますよね。

【原田】 不良債権の開示にしても、正直にやったところはバカだと言われたとか。

【寺村】 だから、ディスクロージャーでも一斉にやるならいいのです。一斉にやるというコンセンサスを成立させるまでが大変なのです。このときはまだそのようなコンセンサスは成立していませんでした。

【原田】 92年の話ですからね。

【寺村】 ですから、運営方針では、「93年3月期決算から不良債権が公表されることを期待する」と書きました。

【竹中】 もう一つ、これも大変失礼な質問ですが、穿った人たちの

間では、赤字決算をすると税金が入ってこなくなるから国税庁がいやがった、なんていうことを言っていますか……。

【寺村】 そんな次元の低い話をしているような余裕はありませんでした。

【竹中】 さすがにそんなことはないですね（笑）。

【寺村】 全く違います。

【原田】 国税庁は受け身の組織ですからね。

【寺村】 いくらなんでも、そんなことまでは考えませんよ（笑）。それは全くピント外れの議論ですね。

【竹中】 ピント外れですか。

それから、不良債権の有税引当を認めるべきか認めるべきでないか、という議論が……。

【寺村】 無税償却をもっと積極的に認めるべきという議論です。92年8月の「運営方針」に則り、実態に即して無税償却を積極的に認めることができるよう税務通達の改正を行いました。ところが、回収不能の実態が証明できないという問題ができました。バブルで金融機関が暴走し、債務者の実態を把握せずに貸出しをしてしまった結果、回収不能の実態を疎明するだけのデータを銀行で揃えられないという信じ難い事態が頻発するようになりました。回収不能であるか否かの事実認定は、国税当局に代わり、金融検査部で行ってきましてので、94年2月に「金融機関の不良債権問題についての行政上の指針」を策定・公表し、それに即して、金融検査部の体制の整備を図ることにしました。

【竹中】 これは回収不能だということを……。

【寺村】 特にノンバンクの債権がそうでした。多数の銀行がノンバ

ンクに貸し込んでいて、ノンバンクが融資している債務者に対する債権の権利関係がどうなっているかも解らない。ノンバンクの母体行自体が債権の実態を把握していない。どこまで腐っているかどうかが誰も解っていない。そうした中で、回収不能の実態を把握するには、膨大な手間ひまが必要とされます。

【原田】 私が銀行の人から聞いた話によると、大蔵省は無税償却をなかなか認めてくれないというのですが。

【寺村】 そうです、そういう苦情が多かったので、金融検査部の人員を増やしました。それからもう一つ、裁判所の定員まで増やしました。銀行が担保不動産を競売にかけようとしても、裁判所が人手不足で受け付けてくれない、だから不良債権の処理が進まないというので、主計局に頼んで、裁判所の競売担当職員の設定まで増やしました（笑）。それを「行政上の指針」に盛り込みました。

【竹中】 それが94年2月ですか。

【寺村】 そうです。

宮澤首相と公的資金

【竹中】 研究者のあいだでは、「金融行政の当面の運営方針」がどういったかたちでできたかということも非常に関心を集めている問題ですが、もう一つあるのは、宮澤構想というか、当時の首相の宮澤（喜一首相（当時））さんの公的資金論、これはいろいろわからない点があるので教えていただきたいと思います。

これは、たしか01年ぐらい（99年～00年）に日本経済新聞がバブルの特集をやったときに、宮澤さんが「いや、実は、92年8月に不

良債権処理のために公的資金導入を考えていたんだ」と。具体的には日付まで明らかになっていて、8月17日に宮澤首相は大蔵省に、東京証券取引所を閉鎖したらどうか（と言って）、公的資金を投入するということを秘書官の中島義雄様におっしゃった、と言われている。このことについて印象に残っていることをまずお聞かせくださいませんか。

【寺村】 まず、その日経の報道は完全な誤報であります。どういう状況かという点、8月18日に「金融行政の当面の運営方針」を発表しました。人事異動後、銀行局内ではほぼ1ヵ月半かけて検討した結果を、8月の第2週の1週間ですと上げました。16日の日曜日に、尾崎護事務次官の了承を受けて、17日に当時箱根で静養中だった羽田孜大蔵大臣を訪ねて説明して了解を得ました。中島総理秘書官には予め原案を送り、大蔵大臣の了解が得られてから、宮澤総理の了解をいただくようお願いしました。

ところが、待てど暮らせど中島秘書官からの返事が来ません。18日の未明になって中島秘書官から電話が入りました。中島秘書官が「今から総理の訂正文を読み上げます」と言って、ほとんど全文にわたる「てにをは」についての訂正文を読み上げました。わたしは、「総理には大局的な判断を仰いだつもりで、こんな細かい作業をお願いしたつもりはなかった。秘書官としてお仕えの仕方を間違っているのではないか」とものすごくいやみを言った覚えがあります。そういう状態ですから、そんな大きな話が出るはずがないです（笑）。

【竹中】 西野さんの取材によれば、宮澤さんは「しょうがないから、この紙でも直すか」という感じで直された。

【寺村】 宮澤さんは公的資金を入れたかったのです。それは多分、中山素平さんの影響だと思っています。当時、「財界鞍馬天狗」と言われていた中山素平さんは、「リーダーたる者、毅然として危機に対応すべき」で、「65年の山一特融と同じ事態である」と説いておられるという事が伝わってきました。大蔵省から提案が来たのを見たら、「なんだ、これは」と思ったのは事実だと思います。しかし、それ以前に、金融機関が債務超過に陥る以前の公的資金の投入はすべきでないという基本方針を、大蔵大臣の了解の上、総理にも上げて、ご了解をとっていました。

【竹中】 そうなんですか。

【寺村】 そうです。ところが、8月30日に自民党の（軽井沢）セミナーで総理は、「金融行政の当面の運営方針」で示された担保不動産の流動化に当たって、公的資金を導入すると発言しました。朝日新聞によりますと、「不良資産の担保として抱えている不動産の流動化促進のため、不良債権の公表など金融機関の対応を前提に、不動産の買い取り原資に公的資金を導入する方針を明らかにし、さらに、金融機関の救済が目的ではない、国民経済の血液である金融がうまく動かなければ迷惑するのをお互いだ。国民経済全体のためにあえて公的援助を辞するものではない、と理解を求めた」ということです。

この総理発言の報道がありましたから、直ちに、事務次官と大蔵大臣の了解を得た上で、「現段階での公的資金投入は適切でない」という想定問答を作って中島秘書官に渡しました。

そうしたら総理はそれに目を通して、「ああ、これはこれでいいじゃないか。自分の発言は新聞報道の通りだよ。だけど、何も大蔵

省にやってくれと言っているんじゃないよ」と言われたと中島秘書官から返事がありました。総理は日銀融資を考えていたようです。

【竹中】 この公的援助についてですが、日本経済新聞社の取材によれば、三重野（康）総裁に電話をかけて、「三重野君、いよいよまずいことになってきたな」と言ったそうです。そうしたら、三重野総裁が「総理、ご安心ください。いつでもお金は出るようにいたします」というようなことを言ったということになっています。宮澤さんが「公的」とおっしゃったときに、その「公的」というのはたして財政資金なのか、日銀の資金なのかはつきりしません。でも、日銀の資金はどういう形の……。

【寺村】 日銀資金と言っても、低利なら公的資金になりますね。要するにそこです、公的かどうかというのは。

【竹中】 公定歩合のレートでバーンと貸し出して、それで利ざやを稼ぐと。

【寺村】 そうやれば、それはもう公的になりますよね。

【原田】 日銀は、政府保証がついていないとそう簡単に出しませんね。

【寺村】 日銀は当然そういうことを言うでしょう。

【原田】 日銀は絶対に言いますよね。

【寺村】 だから、その辺は全然詰まっていますね。だって、総理と総裁の間の話ですから。具体的に詰めたとなったらどうなるかという話は、そこから下りてこなければ詰めようがないじゃないですか。

【原田】 そうすると、宮澤さんはあまりよく考えずになんとなくおっしゃったのですか。

【寺村】 総理が「これはこれでいい」と言うから、尾崎次官が翌8月31日の記者会見で、公的資金の投入に否定的な発言をしました。新聞は「大蔵首脳は、公的資金を前提とするのは難しい。民間主導の不動産買い取り機構設立を求める政府の姿勢に変更はない。」と報道しました。

それから、総理の公的資金投入発言に対する批判が噴出します。まず9月2日に日本経済団体連合会の永野健会長が「銀行も公的資金の援助を受けるなら、賃金の実態をオープン、クリアにしないと世間が許さない」と発言し、日本商工会議所の石川六郎会頭、関西経済連合会の宇野収会長、経済同友会の速水優代表幹事がこれを持する発言をし、これを皮切りに産業界をはじめとして、中小企業、一般国民から一斉に厳しい銀行批判が出ました。

そして、自民党の伊吹「文明、元財務・文部科学・労働・防災担当大臣、自民党幹事長、旧大蔵省出身」議員からは、「もし大蔵省が公的資金の法案を持つてくるのだったら、銀行の頭取の首を全部取ってこなければ、自民党は受け付けられない」という電話がかかってきました。

9月9日の参議院決算委員会で、土地買い取り資金の質問に対して、私は、「民間金融機関の自己責任で行うことが基本で、公的資金の導入は検討していない」と答弁しました。

要するに、予想されたような反発が出て、公的資金の導入を否定することによって沈静化しました。あとになって、中島秘書官に「どういうことだったのだ」と尋ねましたら、「いや、あれでいいのです。総理はあれで義理が済んだのです」という答えでした。

【竹中】 義理が済んだ。そういうロジックですか。

【寺村】 そうです。「あれで義理が済んだでしょう」と。

【原田】 宮澤総理は、公的資金の導入があまりタブーではなくって、自分はかなり考えていたようなことをあとから匂わせていたようですが、後講釈なのですか。

【寺村】 そうではないですか。

【竹中】 アリバイづくりですか。

【寺村】 そうですね。

【竹中】 それは、どなたか別の方にも、私がこの話をしたら、「いや、おまえ、総理大臣だぞ。本当にガッツがあるならやれないことはないだろう」という趣旨のことを言われました。

【寺村】 それはそうです。それまでの銀行局の主張は、銀行が債務超過になっていない段階での公的資金の投入は、国民の納得がえられないという政治的リスクがあるのでかえって混乱に陥る。だから避けるべきであるという論理です。その政治的リスクを覚悟してもやるべきと総理が判断するなら、それに従うのが官僚です。だけど宮澤さんは9月2日以降の産業界からの批判に対してあえて説得をされようとはしなかった。

【竹中】 でも、中島さんに、「必要なら僕が東京に帰って東京証券取引所を閉める」とおっしゃったということになっていますが、そういうお話を……。

【寺村】 いや、それは聞いていません。それどころか、私、明け方の3時にてにをはを直されて、「こんなのどっちでもいいじゃないか。」と中島秘書官に毒づいていました。

【原田】 宮澤さんのキャラを考えると、なんかそういう気もしますね。

【竹中】 そうですね、一点突破型の方ではないですからね。

【寺村】 そうそう。

【竹中】 やはり後で、「俺は考えていたんだぞ」と言ったということですか。

【寺村】 そうじゃないですか。

【竹中】 あともう一つお伺いしたいのは、政治家の方にお伺いすると、「いや、全然知らなかったよ。当時の大蔵省からそういう情報が上がってくるわけでもないし」ということを必ずおっしゃるんです。

当時の話をいろいろ調べていると、例えば92年8月に首相と自民党の最高顧問との間で懇談会が行われて、そのとき最高顧問の首相経験者の方たちからは、不良債権の増加が問題なんじゃないかという話が出ています。また、8月10日に自民党で景気対策についての会議が開かれていて、そこで森(喜朗)元首相、当時自民党政調会長)さんが、金融機関が不良債権として抱えている不動産の救済措置をとるべきだとか、梶山静六さん(元通産・法務・自治大臣、内閣官房長官、自民党幹事長)が、土地を買うべきで、10〜15兆円つぎ込んでどうか、ということをおっしゃっています。ということは、彼らのところには少なくとも土地の……。

【寺村】 公的資金投入論です。公的資金で土地を買ってしまえと。証券界は「株価対策をやれ。日銀で金を出して株を買え」とか、不動産流動化対策もみんなそれですよ。「政府資金で面倒を見ろ。そうすれば助かる」と。それは、金融界や証券界から政治家に入っているはずですよ。

【竹中】 状況証拠的には、政治家がそういう情報に接していなかつ

たとは考えられないですよ。

【寺村】 政治家の先生方からそういう声が随分寄せられていました。

【竹中】 私もそうだと思っていたんですが。

【寺村】 8月18日に「当面の運営方針」を大蔵大臣と総理には事前の了解をいただきましたが、渡辺(美智雄)副総理には事後のご説明になりました。大蔵大臣の記者会見が終わるや否や、那須までご説明に行きましたが、渡辺副総理は開口一番、「あんな中途半端のものは何の役にも立たないという抗議の電話が何本もかかってきたぞ」といわれました。公的資金の投入がなかったためです。

【竹中】 では、やはりみんなそれを期待していたのですか。政治家は表立ってはなかなか言えなくて、大蔵省に言ってもらいたかったということですか。

【寺村】 「公的資金導入を考えるべき」との声が政治家の先生経由で寄せられました。そのたびに、「現段階での公的資金導入は無理です」と説明して歩きました。「そんなことをしたら大変なことになります」と。

【竹中】 それは国民感情がということですか。

【寺村】 もちろんです。そうすると、先生方は「ああ、そうか」と言って、だいたいそれで納得されました。「そういえばそうだな」と。

【竹中】 深く考えていないということですか。宮澤構想が出たときにも……。

【寺村】 宮澤発言に、産業界が「何をふざけたことをやるんだ」と反発した時、「宮澤さんを擁護しよう」という政治家は誰もいない

のです。

【竹中】 建前論というか国民の目を意識した公式発言に戻るわけですね。では、やっぱり東京証券取引所云々という話はあまり……。

【寺村】 総理の頭にはあったのかもしれませんが。しかし不転の気構えで取り組もうとしたものではなかった。だから産業界の反発であつさり消費してしまつた。

住専の貸出総額67兆円のうち27兆円が不良債権

【竹中】 土地の流動化の話に関しては、日経新聞に寺村様のご発言が紹介されています。日付まで書いてあって、93年11月29日に大蔵省内の局長クラスの会合で、「土地の流動化に財投（＝財政投融資資金）をうまく活用できないか」とおっしゃったら、石坂（匡身）理財局長（その後環境事務次官、現在イオン社外取締役）がそれに対して何の反応も示さなかつたので、やはり財投は使いたくないのかなという……。

【寺村】 石坂理財局長が反応を示さなかつたのは、従来の財投の原理原則には反するが、さりとて、財投資金が有り余り使い道がないことを私が、知っているからではないかと思ひました。

【竹中】 そうですね、当時は320兆円……。

【寺村】 年金積立金が増大し、財投資金が有り余って使い道がなくなっている。市場金利より安い金利で貸せば公的資金になる。ならばその資金を市場金利で貸せば、公的資金とはならないであろう。日本開発銀行経由で、市場金利で金融機関に貸せばよいのではないかと考えました。開銀の担当理事の松野尭彦元証券局長に相談する

と「いいじゃないか。検討しよう」ということでした。しかし、しばらくすると電話がかかってきて、「吉野（良彦、元大蔵事務次官、現在財団法人トラスト60会長）総裁が反対している」と言うんです。それではと、開銀に吉野総裁を訪ねました。吉野総裁の意見は、「財投はこれまで金融の公的助成システムと国民に受け止められてきた。たとえ市場金利で提供したとしても、国民は国民の負担で銀行を救済したと受け止めるだろう。決して納得しないだろう」ということでした。吉野総裁を説得しようと思つて出かけたのですが、かえつて説得されてしまいました。あのときやつていたら、公的資金による銀行救済という騒動が起きていたでしょう。

【竹中】 そうすると、いろいろな人が、あのときに公的資金を入れて不良債権を処理してしまえばよかったのだと言っています……。

【寺村】 そういうわけには行かなかつたのではないでしょうか。92年9月時点の地価の下落幅はピーク時対比3割にしか過ぎません。その時点で処理しても、地価がピーク時対比9分の1まで下落しますから、2次ロス、3次ロスと次から次へとロスが発生するはずですよ。

共同債権買取機構での一番の問題は、処理をしても処理をしても新たに発生するロスを誰が負担するかという問題でした。要するに100億円の不動産が今80億円ですということ、20億円ロスカットした。一年も経つと70億円になっていく。そうするとそこをまたロスカットしなきゃいけない。そのロスは誰が負担するかということになる。共同債権買取機構はそれを金融機関の自己責任で処理することになりました。金融機関が債務超過になれば自己責任では処理

できなくなり、公的資金が導入されます。しかし、公的資金をいれても、地価が下落しているかぎり、処理は終了しないのです。アメリカのS&Lの不良債権処理も93年に不動産価格が底をついてはじめて終結しました。

【竹中】 地価が下がるのに応じて引当額を増していくことになる。

【寺村】 延々とやってきた。

【竹中】 延々とやっていくしかない。

【寺村】 だけど、やっても、やっても、不良債権が湧いてきた。銀行は不良債権の処理を先送りしたわけではない。毎年毎年ものすごいテンポで償却していったのです。償却しても償却しても、地価の下落が続いている限り、不良債権は後から後から湧いてきたのです。

【竹中】 10億まで下がるというのは誰も読めなかったということですか。

【寺村】 誰も読めないのは当然です。地価下落をもたらした規制緩和は後からやってきた。定期借地権の導入は96年で定期借家権の導入は99年です。94年の段階でそれを予想することは不可能です。

【竹中】 そうすると、不良債権問題の対応策としては、そうやって出てくる不良債権を、業務純益を使って少しずつ返していくしかないということですか。

【寺村】 業務純益と株式含み益で償却していった。ところが地価の下落がいつまでたっても止まらない。とうとう株式含み益が底をついてしまった。それでも新たに不良債権が湧いてきました。その時点が97年です。

【竹中】 そこでやはり公的資金を入れることになったわけですか。

【寺村】 そのときがまさに公的資金を導入すべき時であったのです。しかし、95年末の予算折衝で、住専処理のために6800億円の公的資金を投入することが決まってしまいました。まだ金融機関が債務超過になっていない時です。予想通り国民は納得できなかった。政府も国民を説得出来なかった。そこで当時の武村正義大蔵大臣が「2度と公的資金は投入をしません」と出来もしない約束を国会でさせられてしまいました。だから本当に公的資金が必要とされた時に、適切な対応ができず混乱をまねくことになりました。たった6800億円のためにです。

【竹中】 そうですね、大蔵省的にはたった6800億円ですね。

【寺村】 いやいやそういうことではなく、そのあと銀行救済のために使った公的資金に比べればということです。

【竹中】 おっしゃる通りですね。

【寺村】 だから、なんであんなバカなことをやったのかと。金融行政上の大きな汚点です。

【竹中】 兵庫銀行の話もお聞きしたいのですが、住専の話が出ましたので、一気に住専の話に行きます。住専については、まず話をさかのぼらなくてはいけないのは、(90年3月の土地関連融資の)総量規制がありました。このとき寺村様は主計局次長でいらしたので、全く関与されていなかったと思います。総量規制の話をするときに必ずといっていいほど出てくるのが、なぜ農林系金融機関が総量規制の対象にならなかったのか、ということですね。これに関して何か……。

【寺村】 これについて私は知らないですが、96年2月15日に住専の参考人として、土田さんと国会に一緒に呼ばれました。その問題に

については、専ら土田さんが答弁していました。土田さんは、総量規制については、農林系統金融機関に対して農水省の眞鍋武紀経済局長と連名で通達を出したと答弁しています。

ただし、ノンバンクには出していません。なぜ出さなかったというのと預金取引のある免許業種ではないので対象外としたということのようです。

【竹中】 農林系金融機関は外れていなかったんですか。

【寺村】 外れていないと言っています。参考人聴取ではそれ以上の追及はありませんでした。

【竹中】 これは実体面として教えていただきたいのですが、農林系金融機関というのは、農林水産省の経済局長が所管しているのですか。

【寺村】 そうです。大蔵省銀行局が直接所管しているわけではない。銀行局が所管している金融機関には、不動産関連3業種に対する融資の実行状況の報告を求めています。農林系統金融機関は、農林省経済局が所管しているので、連名の通達では3業種に対する融資の実行状況の報告を求めているという答弁でした。

~~~~~  
「1996年2月15日衆議院予算委員会第15号、最初の意見陳述の部分以下に質疑応答が続く」

○土田参考人 お呼び出しをいただきました土田でございます。

私は、平成元年六月から平成四年六月まで大蔵省で銀行局長の職にありました。現在は国民金融公庫で副総裁を務めております。

きょうお呼び出しを受けましたのは、私が銀行局長を務めていた当時

の出来事や私の考え方についてご説明するためであろうかと存じます。これについては、ご質問の主眼はいわゆる総量規制通達にあるのではないかと存じますので、冒頭に私の立場を申し述べさせていただきます。

総量規制通達は、平成二年三月に私の名前で通達として発出したものであります。これは局長通達でありまして、大臣通達ではありません。

銀行など金融機関の土地関連融資につきましては、既に昭和六十一年当時から、投機的な土地取引につながるような融資を行うことのないよう、数次にわたって通達を発し、また指導を続けてまいりましたが、なお地価は激しく騰貴しておりまして、さらに強力な措置を発動するよう各方面の要望もありましたので、いわゆる総量規制に踏み切ったものであります。この規制は、平成三年十二月まで実施されました。

この通達では、銀行等の金融機関に対して次の二点を要請しております。第一は、不動産業向け融資の伸び率を総貸し出しの伸び率以下に抑制することであり、第二は、不動産業、建設業及びノンバンクの三業種に対する融資の実行状況を報告することにあります。

その際、住専等のノンバンクに対して総量規制を適用しませんでしたのは、これらの貸金業者は預金を受け入れている金融機関ではありませんので、金融制度の上から見て当然の判断であったと思っております。

なお、このときに、農協系統金融機関のうち、農林中金と信連に向けては大蔵省銀行局長と農水省経済局長との連名の通達を出しましたが、この通達では三業種への融資の状況の報告を求めておりません。その理由は、総量規制通達の前から系統の資金の流れは行政当局が把握できる仕組みになっており、重ねて報告を求める必要がなかったものであります。なお、共済連に向けては大蔵省からは何も手当てをしておりません。

さて、住専が大蔵省直轄だという言い方を時々耳にいたしますが、当時既に、千二百以上の貸金業者は、都道府県知事の所管ではなく、大蔵省の所管、いわば直轄になっているわけでありまして、住専と大手の貸金業者との間には本質的な差異はないと考えておりました。

なお、平成三年三月末時点で、ノンバンクの全体の融資残高は九十八兆円であり、その中で住専の融資は十三兆円に過ぎないものでありました。私は、ノンバンクの貸し出しが不良化した場合の金融機関への影響を懸念しておりまして、金融システムの安全を守る見地から、ノンバンクの経営に対する監視体制の強化の必要を感じまして、具体的な方策の工夫を訴え続けたものであります。

最後に、我が国が金融自由化の路線を選択して以来、この数年の間に、住専問題を初め、相次いで金融破綻問題が起きておりますことは大変残念なことでありまして、現に米国等の失敗の例を見ているながら、私としても工夫が足りなかったことを心から反省しております。

きょうとあすの2日の間に、ご質問には誠意を持ってお答えし、当時何が問題であったかをご説明申し上げたいと思っております。

ありがとうございます。

(1996年2月15日衆議院予算委員会第15号 土田参考人の陳述)

~~~~~

【竹中】 銀行局長にご就任されたとき、住専の経営状態についてはどのような……。

【寺村】 不動産価格の下落の影響はもろに住専を直撃した。という認識でした。

【竹中】 91、92年にかけて、土田さんのときに住専に立ち入り調査

に初めて入ったと言われています。これは土田さんのご指示でやりになったんでしょうか。

【寺村】 そうだと思いますよ。土田さんは、調査に入るに当たって、大蔵省のOBであった日本住宅金融の庭山(日本住宅金融社長、元日銀政策委員)さんを説得されましたが、さんざん怒られたという話は聞きました。

【竹中】 そこがまた不思議なところで、住専の話で必ず出てくるのは、大蔵省はやはりOBの人たちが社長をしているから、遠慮してなかなか調べに行けなかったという話なのですが。

【寺村】 そうじゃなくて、住専は金融機関ではなく、つまり貸金業者です。銀行行政というのは預金者保護です。貸金業者は預金を集めていないでしょう。銀行に対するような検査権限はないのです。先輩がいますとかいなくて、検査権限の問題です。

【竹中】 すみません、これもまた不勉強とお叱りを受けるかもしれません。住専の話が出るときにこれまた出る話で、これは大蔵省の直轄会社で、直接監督することになっていたと。そういう省令があるという話ですが、これは本当ですか。

【寺村】 貸金業法上の規制を直轄していますが、銀行に対するような検査権限は、貸金業法上認められているわけではないということです。

【竹中】 その調査結果というのも当然、百科事典のような(土田前局長からの)引き継ぎ書類の中には入っていたわけですか。

【寺村】 そうです、ありました。要するに、住専、ノンバンクの不動産業向け貸出総額は、92年3月末ですよね、67兆円程度で、そのうち27兆円程度が不良債権化している。引き継ぎを受けたとき、そ

ういう認識です。

【竹中】 寺村局長はそれを引き継いで、住専に対して全般的にどのような臨めばいいとお考えでしたか。

【寺村】 住専については、土田銀行局長時代に日住金を除き第1次再建計画ができていました。第1次再建計画では母体行のみが金利減免をしたわけです。日住金の第1次再建計画が遅れていました。

【竹中】 すみません、その第1次再建策というのは、92年8月に日本住宅金融の……。

【寺村】 日本住宅金融だけが遅れて、92年8月に第1次再建計画が出来ました。何故遅れたかという、当時の庭山社長の経営に対する母体行の反感もあって、母体行の合意が成立しなかったためといわれています。

【竹中】 そうですか。では、ほかのは全部もう……。

【寺村】 損失の全部を母体行が金利減免という形で背負ったわけですね。日住金も庭山社長が退任したので、92年8月になって第1次再建計画が策定されました。

【竹中】 そうなんですか。日住金に関しては注目を集めたこともあって、これまたジャーナリストの方がお調べになっています。このときは三和銀行が二つの案を考えていて、大蔵省に持ち込まれた。一つは最終的に……。

【寺村】 抜本処理をする。

【竹中】 抜本処理をやると思っていたと。

【寺村】 そうです。

【竹中】 もう一つは、金利を減免する。

【寺村】 そうです。

【竹中】 抜本処理というのは、存続会社と清算会社に分離して、母体行の負担で実質的に解散してしまうと。かつ、これは湯谷(昇羊)さん(『週刊ダイヤモンド』編集長、ダイヤモンド社取締役を経て現在経済ジャーナリスト)と辻広(雅文)さん(ダイヤモンド社取締役)という『週刊ダイヤモンド』の方が調べていますが、『ドキュメント住専崩壊』1996年、ダイヤモンド社、借りているお金は農林系には6、一般行には3、母体行には1の割合で返す。このメリットは、農林系にほとんど返してしまうこと。だから政治問題化することはなかったのではないか。そういう案は本当にあったんですか。

【寺村】 そういう案は確かにありました。しかし、三和はあえてやらなかった。何故やらなかったかというと、地価の下落がさらに進行したため、それでは抜本処理にならないことがわかったからです。だから三和はすぐに引つめたわけです。

【竹中】 私はそれを見て、ああ、そんなすばらしい案があったのかと思ったのです。

【寺村】 それは違います。地価下落の前提が違うのです。単なる計算問題です。

【原田】 その話によれば三和は、自分たちはいいいものを持って行ったのに、大蔵省から圧力をかけられて実現できなかったと言っているのです。

【竹中】 そういう感じに書かれているのです。

【寺村】 その記事は三和一流のアリバイ作りに乗せられてしまったのです。

【竹中】 つまり、そのあと地価が下がって、不良債権がさらにどう

しようもなくなったということです。

【寺村】 ロスカットの額が大きくなってしまったということです。それ以外にも、母体行で諍いがあって合意が成立しなかったのです。母体行といえは、シェアの大きいのは三和とさくらです。さくらにしてみると、自分たちは合併の結果シェアが大きくなってしまったと考えていました。本当のメインは三和ではないか。その三和と同じというのは割が合わないという思いがあります。三和は三和で、日住金がこうなってしまったのは、大蔵出身の庭山社長の独断専行の経営の結果で、三和には責任がないと主張していました。母体行の他に7行の準母体行がありましたが、母体行と準母体行の争いではなく、母体行自体の合意が成立しないままに、時間が経過し、その間に地価が下落し、抜本処理案が抜本処理案でなくなってしまうわけです。そこで、暫定処理案になったのですが、その暫定処理案も半年しかもたないものであったため、93年2月に見直すこととされました。

【竹中】 もっと早く抜本処理していれば、そこで逃げられたかもしれないということですか。

【寺村】 そうではありません。地価の下落で、新たな損失が発生しますで、早く抜本処理をしても、さらなる処理案が求められることになります。日住金以外の住専の第1次再建計画も第2次再建計画が必要になり、さらなる地価の下落でそれも破綻します。

だから抜本処理案とは言うものの、それはその時点の地価で考えられる抜本処理であって、地価が下落していくと、抜本処理案はすぐに抜本処理案でなくなります。もっと極端に考えて、仮に破綻処理を行っても、償却額は、担保不動産のその時点での評価額を超え

ることは出来ないのです、地価の下落が続く限り、要償却額は増加することになります。

【竹中】 地価が下がってくるから。

【寺村】 下がっていけば。スキームとして成り立たなくなります。

長信銀、信託銀行、農林系統金融機関と住専の関係

【竹中】 ここでもう一つお伺いしたいのは、住専の話をするときには、最後の農林系統の話が頭にバツと思いつかなくて、こちらの話が注目を集めてしまっています。しかし、西野さんの本にも書いてありますが、実は住専の破綻処理をすると、長信銀と信託銀行がかなり多く住専に貸し付けているので、それを取りはぐれることによって膨大な不良債権を抱えることになる。そのため金融システムが不安定化する懸念があった、と言われていました。長信銀と信託銀行と住専の関係についてはどれほど……。

【寺村】 その通りです。これは、日住金の第2次再建計画のときの問題だったのです。日住金の第2次再建計画のとき、都銀の本音は日住金を破綻させたかったのです。都銀は住専にはあまり貸していません。日住金が破綻すれば、連鎖倒産で残りの7社もつづれば住専8社がつぶれます。当時、8社に対する融資総額は12兆7000億円ありました。その内訳は、農林系統が44%、信託銀行が15%、長信銀が12%、都銀が10%です。

融資の相当部分の損失が発生し、その損失を補填する必要があります。各業態別の住専融資残高に対する業務純益の比率を見ると、農林系統は4%、信託銀行は17%、長信銀が15%です。それに対し

都銀は120%です。だから都銀は住専がつぶれても余裕があるのです。ところが長信銀と信託は危なくなります。もちろん一番致命的な打撃を受けるのは農林系統です。ただ、このとき都銀はこう言ったのです。「いいよ、あれはどうせ農林予算で面倒を見てもらえるのだから心配することはない」と。だけど、長信銀と信託、この人たちは真っ青になっていた。だから、長信銀、信託から公的資金導入論がすごく出ていました。中山素平さんは元興銀（＝日本興業銀行）頭取ですから。

【竹中】 なるほど、そこにつながっているわけですね。それで宮澤さんはそこへ行ったわけですね。

【原田】 宮澤さんも、興銀が困っているから言っているとわかっていたから、本気ではなかったわけですね。

【竹中】 逆に足もとを見たかもしれない。

【原田】 でも、世話になってから言ってみただけで、本気ではなかった。なるほど。

【寺村】 どういうふうにかえていたのか、そこまではわかりませんが。

【竹中】 住専をもし仮に破綻させていたら、長信銀と信託銀行が……。

【寺村】 だから、破綻させずにロスカットする方法を選んだわけですね。もし地価が諸外国と同様にバブルの反動で止まっていたならば、あのスキームで確実に処理できたわけです。なぜ出来なかったかという、地価がバブルの反動をはるかに超えて下落したからです。

【竹中】 第2次再建計画ですね。

【寺村】 そうです。たったそれだけの話。そんなに難しい話ではないわけです。

【竹中】 あえて質問してしまうと、地価が下がることを折り込んでというのはやはり無理ですか。

【寺村】 もちろん地価がある程度下がるという前提でやっていますけれど、まさか10分の1になるなんて、そんなことでコンセンサスが成立する筈はありません。しかも地価の下落はその後の実施された規制緩和によってもたらされました。その後の施策まで読み込むことは不可能です。96年に定期借地権が導入されましたが、その時私は法務省の担当検事に、定期借家権も導入すべきではないかと質問しました。担当検事は定期借地権の導入が限界、定期借家権の導入など政治的に不可能であると答えました。しかし、99年に政治的に不可能といわれた定期借家権が導入されました。そんなことを予測することは不可能です。第一将来地価がピーク時の1/10まで低下するから、それに必要なロスカットをする必要があるといったら、頭取は背任で訴えられます。

【竹中】 そうですね。つぶさなくてもいいのにつぶしちゃうし、株主代表訴訟で訴えられるかもしれない。

【寺村】 そうです。

【竹中】 もう一つ教えていただきたいのは、抵当証券の信用問題が発生するかもしれないとも言われていましたが。

【寺村】 その懸念があつたのは事実です。ただ、あまり大きな金額ではない。だからどちらかというとマイナーな話です。

【竹中】 では、メインはやはり農林系で、それと並んで大きいのは長信銀の信託の話ですか。

【寺村】 そうです。

【原田】 農林ばかりが悪者になっていますが、長信銀や信託も大問題だったということですか。

【寺村】 そうです。だから、長信銀、信託は当時真つ青だったんです。

【原田】 農林系統金融機関の経営者は無過失責任で、もし農協がつぶれてしまうと、経営者の理事長や理事はみんな財産がなくなってしまうから、かわいそうだから救ったという話がありました。

【寺村】 国会で「農林を救うためだ」とはつきりいえば国民は納得したかもしれません。なぜかわかりませんが、そういう説明ではなく「信用秩序維持のため」とわけのわからないことをいってしまつた。「無茶苦茶な融資をしてバブルを引き起こしておきながら、高給をむさぼり、配当までしている銀行を何故救済しなければならぬのか」という議論になつてしまい、大蔵大臣をして「2度と公的資金は導入しません」と出来もしない約束をさせられ、公的資金が必要になったときに混乱をもたらすことになりました。

【竹中】 当時は、今みたいに銀行がつぶれたときに備えてのスキームは全くなかつたわけですよ。

【寺村】 いざというときには、日銀法37条で対応すればいいはずですから。

【竹中】 では、一般的な破綻処理制度がなかつたというのは……。

【寺村】 そんなことないですよ。だって、昭和初期の金融恐慌のときに日銀法37条ができたわけですから（当時は25条）。だからそういうセーフティネットは一応あるわけですよ。

【竹中】 それは特融ですか。

【寺村】 そうです、特融です。

【竹中】 特融を出しているあいだに特別立法をして、公的資金を入ればなんとかなる、ということですね。

【寺村】 そうです。本当に銀行がつぶれるなら、みんなすぐに賛成するはずですよ。昭和の恐慌のときもそうです。銀行がつぶれるというなら、公的資金導入は賛成。つぶれる前だと、「なんであんな銀行に金を出さねばならないのか」という議論になる。

ノルウェーの大蔵大臣が銀行局に来たときに聞いたんです。ノルウェーも金融危機で問題なく公的資金を導入しました。「議会はすぐ賛成したのか？」と聞きましたら、「銀行がつぶれたら国民の預金がなくなる。冗談じゃないと言ってみんなすぐ賛成してくれた」と。そういうことです。ところが、日本の場合は「株主配当までやっているのになんで出すのだ」と。それはどう考えたって無理です。

【原田】 JALのOBの年金みたいなものですね。

【竹中】 おっしゃる通りですね。JALでもあれだけでもめているのだから。

【寺村】 産業界がものすごく怒つたのです。だって、「いい人材はみんな銀行に抜かれていて、高給を取り、しかも配当までしていて、なんで救済するんだ。自分たちがつぶれても救済してくれないじゃないか」と、こういう感じですからね。

【竹中】 そうですね。

このときの2次再建案というのは、母体行0%、一般行2・5%、農林系4・5%ということで、利息を4・5%払うわけですから、また弱い農林系に寛大な内容となっています。この再建策を

まとめる経緯で、自民党、もつとダイレクトに言ってしまおうと農林族の人との間での接触はありましたか。

【寺村】 全くありません。これははっきり言うと、金融機関同士のロスの押し付け合いの話です。どこかが倒産したら債権者同士が話し合う、そういう次元の話です。だから、本来銀行局が関与すべき話でもないのです。ところが、都銀は住専がつぶれた方がよいと思っているの、合意形成に積極的でない。ほっておくとつぶれてしまう。つぶれたらパニックが起きる。パニックが起きるなら放置できない。そういうことで行政が関与せざるを得なくなりました。行司役としてはいつていつたというのでしょうか。「合意をしてください。お願いします」という立場でしかあり得ないわけです。「こうしろ」なんて言えません。だって本来、債権者同士の話し合いの場ですから。党が入る話でもない、政治が入る話でもないです。公的資金を入れるわけでもないですから。倒産会社の利害調整の話です。

第1次再建計画の策定時でも、シビアナ対立があったのです。農林系統金融機関は、「もともと変な貸し込みを始めたのは銀行ではないか。支店長がやってきて、うちがメインについていますから絶対に大丈夫です」といったのは銀行ではないか。だから銀行が責任をとればよい」と主張します。銀行は「債務者が倒産すれば、債権者平等が法の建前である」と主張するところからネゴシエーションは始まります。だから第1次再建計画では、母体行だけで損失処理の分担をした。しかし、地価の下落が続く、ロスが拡大すると母体行だけでは処理できなくなります。

日本債券信用銀行のノンバンクの処理では、日本債券信用銀行だ

けでは損失を背負いきれなくなります。母体行以外の貸手金融機関も、金利減免をするという形で損失を分担することで合意が成立しました。兵庫銀行のノンバンクの処理も同じ経過を辿りましたが、だんだんと母体行以外の金融機関の分担が増えてゆきます。それでも農林系統金融機関の損失分担はなかった。住専になるとそれではすまなくなったということです。

【竹中】 これもまた物の本には、このとき大蔵省では有名な事件があつて2・26事件とまで言われているようですが、大和銀行の常務か何かがなかなかおれなかったもので、一所懸命電話して説得したというようなエピソードがありますが。

【寺村】 それはその通りです。金融機関同士の損失の押し付け合いのネゴシエーションですから、担当者は頑張れば頑張るほど銀行内部では、ハードネゴシエーターとしての評価が高まります。だから、ありとあらゆる理屈をいって妥協しようとしません。それを横から、「そこまで言わずに、金融システムの安定性を確保するため、もう少し全体のことを考えてほしい」といったようなことを行司役としていうわけです。

【竹中】 まとまらなかつたらどうなっていたでしょうか。金融システム不安が起きていましたか。

【寺村】 そう思いますね。2月（93年）危機説といわれたのは、日住金の第2次再建計画の策定が頓挫することから金融危機が発生するということでした。

【竹中】 またすぐく乱暴な意見ですが、それを奇貨として……。でも、そんなことは官僚としてはあり得ないですね。奇貨として公的資金を注入する。

【寺村】 都銀は、農林系統金融機関に公的資金が導入されると読んでいたようですが、長信銀、信託にまで公的資金が導入されるとは読んでいなかったのではないのでしょうか。そして長信銀・信託に公的資金を投入したとしても住専の処理については、ある程度の目途はついたとしても、不良債権問題の処理は終了しなかったでしょう。地価はまだピーク時対比3割しか下落していません。それから9割まで下落して新たな不良債権が発生しますからさらなる対応が必要とされるからです。

だから、あとの質問に関係しますが、ロバート・ルービン米財務長官が、日本の不良債権処理はもっと早くやるべきであったといっています、そここのところの理解ができていないのです。アメリカはS&L（貯蓄貸付組合）が債務超過で経営破綻しているにもかかわらず、議会が責任追及を優先したので、公的資金の投入が遅れました。そのため既に確定していた損失の処理を先送りして、損失をさらに拡大させることになりました。損失処理の先送りは損失を拡大するというのはアメリカのS&Lの処理の失敗から学んだ教訓です。そのアナロジーで日本を批判していますが、これは当たっていません。日本は株式含み益があつて債務超過になりませんでした。アメリカの不動産価格は93年で下げ止まったが、日本の地価は04年まで下落を続けました。損失の最終確定はなかなかできませんでしたが、日本の銀行は、毎年、株式含み益と業務純益で多額の損失の処理を進めました。アメリカのように確定していた損失の処理を先送りしたわけではありません。また、アメリカでもS&Lの損失処理が本格化したのは、不動産価格が底をついた93年からで、スウェーデンもノルウェーも金融危機の処理が終了するのは、不動産

価格が底をついた93年以降になります。

これらの国はバブルの崩壊と同時に銀行が債務超過に陥り、株主配当どころではなくなりました。債務超過に陥った銀行に対する公的資金の投入には国民は寛大です。しかし、日本の銀行は、バブルが崩壊しても債務超過に陥らず8年わたつて株主配当を継続しました。

【原田】 あの頃、アメリカからいろいろな専門家が日本に来て、その専門家が言ったことには、不良債権を抱えているから地価が下がるのであつて、不良債権を全部売つてしまえば、そのときは下がつても、底が見える。そこから上がると言っていました。何か、非常に弁証法的な、トリッキーな議論のような気もしましたが。

【寺村】 それは完全な誤りです。なぜなら、日本の地価はまだ収益還元価格から大きく乖離していました。仮に不良債権を全部売つたとしても、収益還元価格にくらべ高止まりすることになる筈です。宅地の供給に抑制的に機能した諸規制がそれから次ぎ次ぎと緩和されてゆくからです。収益還元価格から乖離している分だけ、地価はさらに下落を続けることになります。

アメリカの不動産価格は収益還元価格で説明できますから、バブルで収益還元価格から乖離しても、市場のメカニズムが働けば収益還元価格に回帰します。日本は収益還元価格から著しく乖離していましたから、アメリカのようにはありません。その日本も14年間かけてグローススタンダードである収益還元価格に収斂していきました。最近のファンドによるアメリカ発の局地的ミニバブルで銀座の公示価格の最高価格は91年のピーク時と同じ水準にまで上昇しましたが、6大都市の商業地の平均価格は未だに70年代の水準で推移

しています。

農林水産省経済局長との覚書

【竹中】 もう一つ、日本住宅金融について、その後国会でもさんざん取り上げられた問題ですが、農林系の負担を軽くすることについて、寺村銀行局長と当時の眞鍋（武紀）農林水産省の経済局長との間で覚書が交わされていますが……。〔1993年2月3日付〕

【寺村】 あれは負担の軽減じゃないですよ。要するに完全な不信任があつて、「あいづらはどうせ逃げるだろう」と農協は言うわけです。今までさんざんだまされてきたから。だから、だまさないようにきちんと指導しますよ、ということを書いたのであつて、損失保証をしたわけではない。国会でその点を質問されたので、そうではないと答弁しました。また、農林水産省の眞鍋（武紀）経済局長も、決して損失保証を約束したのではない、という証言をしています。

だけど、マスコミには専らそういうふうに書かれてしまった。それは何かというと、あの政治的な決着で農協がそのように主張し、マスコミはそれに乗ったからです。だから、参考人聴取でそこを質問されたわけです。でも、僕は当然それを否定しますし、農林省の経済局長も「そうではありません」とはっきり答えています。

~~~~~

〔1996年2月15日衆議院予算委員会第15号、山田宏委員に対する寺村参考人、眞鍋参考人の答弁〕

○寺村参考人 再建計画が母体行の間で議論されましたときに、一番の問題は、母体行は貸し手責任、それから農林系金融機関は元本保証ということで、全く両者の主張が対立をいたしまして、結局話が全然進展しない、話がまとまらなければ住専が破綻する、住専が破綻すれば農林系金融機関が破綻する、金融不安が起きる、この事態を何としてでも避ける必要があつたというところから話が始まっているわけでございます。

そこで、大蔵省と農水省は、とにかく負担分担について何らかの合意形成に持っていきたい。しかし、元本保証、母体行責任と言うならばもう話が決着しないので、しながつて金利減免で再建を図る、そういう形で費用負担をしていたかどうかということで、ぎりぎりの両者の合意点を見つけようとしたわけでございます。そのときの問題を整理したのが覚書でございます。

したがいまして、合意された第二次再建計画というのは、あくまでも金利減免によりまして住専の再建を図ろうということでございます。元本保証というのは住専が破綻したときの話でございますので、そのことは議論していない。仮にそれを認めるとしたら、もうあの合意は成立しなくて、覚書すら存在しなかった。しながつて覚書では元本保証のことは一切触れていないということでございます。

○眞鍋参考人 再建問題につきましては、けさもお話し申し上げましたが、第一次再建計画というのがございまして、そのときには、系統にはこれ以上迷惑をかけない、こういうことで、母体行の責任で金利減免をして、残高維持だけ協力してほしいというふうなことで、民間ベースで合意が成立していったわけでございます。

それで、第二次再建計画をつくりたい、第一次がうまくいかないからということで話がございまして、それは約束が違うじゃないかというふうなことで大問題になったわけでございます。そのときに私の方へ参りましたのは、きょうお話がございまして、いろいろ、再建するか破産させるかというふうなことではなくて、もう再建するのであるというところで、母体行と住専と一緒にしまして、そういう話として系統なり我々の方に来たわけでございます。

そこで我々は、我々といいますが系統側では、第一次の再建計画はうまくいかない、これはもう住専だけではとても再建できない。したがって、住専の経営に深く関与をして、経営の実態も熟知をしております母体行がどういう意思を持っているのか。また、母体行は十分な支援能力があるわけでございます。数も多いわけでございます。そういう十分な支援能力を持っている母体行がどういう意思なんだろうか、そこがかぎになるんじゃないかというふうに考えたようにございます。

そこで、ちゃんと母体行が住専再建に向けて責任を持って対応していただくということをきちっと約束してくださいということを系統側が要求しておたわけでございますが、我々は、それはもつともだというふうに考えたわけでございます。

さらに、母体行の側から見しても、住専と一緒になつてぜひ再建をしたいということで頼んできておたわけでございますので、そんな、いいかげんな再建計画だ、あるいは再建だというふうなことは言っておらぬわけございまして、これは再建できるんだというふうなことで説明をしておたわけでございますので、責任を持って再建をするんだということはごく自然なことだと私は感じたわけでございます。

そこで、系統側の受け取りについて、私から申し上げるのはおかしい

と思います。ただ、そういうことでございますので十分再建ができるというふうなことで、その再建計画どおりにいけば元本ロスを生じないだろうというふうに、系統側としてはそういう期待を持ったということとはごく自然なことでないか、こう思います。

(1996年2月15日衆議院予算委員会第15号、山田宏委員に対する寺村参考人、真鍋参考人の答弁)

~~~~~

【原田】 「覚書」というものについて、どんなものか国民はよくわからない、マスコミもよくわからないと思うんです。

【寺村】 それはとくに公表されていますから。

【原田】 そうなんです。役人は覚書を結構出しますが、役人同士はあまり重いものと思っていまませんね。

【寺村】 それは役人同士の紳士協定だと思っています。だからしよつちゅうありますよね。

【原田】 そうですね。そのあたりのことを簡単に説明していただけますか。つまり、覚書というのはそんなに重たいものではないんだということ。

【寺村】 要するに、ある事態の折衝をして、「これはこういう対応で」とお互いに対応の方針をきちんと文書に残しておくということです。これは紳士協定としてお互いが守らなきゃいけないねと。そういう性質のもので、予算をつくと毎年多数の覚書ができるわけですね。

【原田】 それはお互いを守ることであって、第三者に対して何かを約束するというものではない、ということですね。

【寺村】 覚書は必ずしも守られないことがあります。そうすると覚書違反として相手側を責めることができる。紳士協定ですから相手側はその後の交渉に不利な立場に立たされるということになりますので、できるだけ守ろうとするインセンティブが働くということですね。勿論第三者に対して効果を及ぼすものではなくありません。

【竹中】 この「大蔵省は農協系統に今回の措置を超える負担をかけるないように責任を持つて指導していくものとする」というのは……。

【寺村】 要するに4・5%以上の負担をかけませんよということですね、この協定がある限りは、ですよ。第2次再建計画については、です。だから、第2次再建計画が破綻したらまた別です、当然のことながら。第2次再建計画は4・5%で決着したのだから、これはきちんと守りますよと。「どうせ銀行は嘘を言うに決まっている。また俺たちをだますのか」というのが農協の主張だった。現にさんざんだましてきたわけですから（笑）。

【竹中】 なるほど。新たに再建計画をつくるときには、それはまた別の話ということですね。

【寺村】 それは当然です。だけど、それをそうではないように、「大蔵省が、損失保証をしたものである」と政治的に使われた。だから、僕は、政治的なその動きに対しては非常に憤りを感じています。はつきり言うくと紳士協定違反だと。だけど、農林省経済局長も国会の席上で、さすがに「損失保証をしたものである」とは言えなかったじゃないですか。

【竹中】 そうですか。ですから、こういうお話を記録に残すことは重要だと思っています。

日銀及び大蔵省による住専処理案

【竹中】 また、時々大蔵省に提案を持つてくる日本銀行が、住専に關しても92年の暮れに、住専の8社を1社に集約、清算し、住専の設立に關与した銀行は債権全額、その他金融機関は貸出額に應じて損失を案分する修正母体方式、一部の金融機関には公的資金を投入する、という案を大蔵省に提案してきたと言われています。この案についてのお考えを教えてくださいませんか。

【寺村】 まず、住専8社の集約再編成は当然やらなきゃいけない。かつてのような住専のレゾンデールはなくなっていますから、当然必要です。しかし、まずは日住金の第2次再建計画の策定を優先せざるを得なかった。放置しておくパニックが起きる可能性がある。まずは当面の火の粉をいかにして払うか、ということに注力せざるを得ない。集約再編はその次の段階と考えました。第2次再建計画が策定された、半年後の93年の10月になって、第2次再建計画の見直しを考えました。93年2月の金利減免スキームは92年9月時点のデータに基づいたものです。92年9月から93年9月までの間に、地価は20%以上下落していました。地価の下落が担保不動産の掛け目の範囲を超えた段階で不良債権の要償却額は加速度的に増加します。丁度そのような臨界点に達している時でした。第2次再建計画はその時点で破綻していました。

だから、93年10月時点での抜本処理案をまた考えたわけです。それは何かというと、前倒しの債権放棄ができないか、ということでした。というのは、93年10月頃、また金利が反転上昇するのではないかという見通しが強くなっていました。そうすると、金利減免債

権のキャリング・コストがはね上がります。低利の金利減免債権を保有しているわけですから、市場での調達金利が上昇すれば、保有コストは上昇する。だから、その金利減免債権を潰してしまえばよいのではないかと考えました。具体的には、10年間の金利減免債権を現在価値で割り引いて残りを債権放棄してしまおう。低い金利で割り引けば、金利が上昇した場合には、将来の収益が改善します。例えば6%で割り引いて債権放棄をする。それで住専各社は不良債権の4割を切ることができる。それは集約再編成へのきっかけにもなるという処理案を考えました。その案を担当審議官に都銀・長信銀・信託の各行に個別に持ち歩いてもらいました。しかし、各行の反応は「待つて欲しい」ということでした。当面自行の不良債権の処理を優先したいということでした。その方が銀行にとってプラスであるという経営判断をしたのだと思います。

【原田】 毎年の金利の差で損のほうがわずかですからね。

【寺村】 今までは金利は低かったが、上昇局面に転換するのではないかとわれていました。その前提で考えた提案でしたが、結果的には上昇局面へは転換しませんでした。

【竹中】 金利が上がると、それは……。

【寺村】 金利減免債権は運用金利が長期的に固定されています。調達コストが上昇すると、逆鞘が拡大します。

【原田】 低い金利のものを持っていて、本来高い金利で運用できるはずができないから損をする。

【竹中】 固定しているからもうからなくなる。

【寺村】 そうです。

【原田】 だから、現在価値で考えれば合理的でも、毎年毎年のフ

ローの帳簿を見ると、そのほうがごまかしやすいということで、抜本処理は遅れる。

【竹中】 抜本処理をすると、そこでまた損失が一気にガツと……。

【寺村】 そんな余裕があるなら、自分のほうをまずやっておきたい。

【原田】 それはそうですね。

【寺村】 だから、毎年これだけの償却原資があるじゃないですか。それで住専をやるより、自分の固有の貸付処理に充てたいと。

【竹中】 なかなか難しいですね。

【寺村】 だから、日銀の考えでもいいですが、こっちが考えたことにも乗ってこなかったということです。そういう状況でした。それもこれも、地価がまだ二桁の率で下がり続けていたからです。

【竹中】 日銀はまた、ほかのところでも顔を出しています。93年5月にも、大蔵省に、不良債権の総額が50兆円あり、債務超過の信用金庫は21、債務超過の信用組合は61という数字を出してきました。

これはお送りした質問票にないことですが、地価が下がることを前提にそういう議論をしてきたということもありますね。

【寺村】 その通りです。

【竹中】 「現下の金融システム問題の対応について」（『検証バブル―犯意なき過ち』2000年9月、日本経済新聞社編、pp.95-100）。でも、やっぱりそれは地価が今後どこまで下がるかというのは読んで、織り込むことは難しいところですか。

【寺村】 地価がピーク時対比1/10まで下落することを織り込むことは誰にとっても全く不可能でした。しかし、地価の急激な低下局面では大蔵検査と日銀考査を比べると日銀考査の方が先見性があつ

たといえます。92年8月に兵庫銀行に対し、大蔵検査がありました。その半年後の93年1月に日銀考査が実施されました。大蔵検査の結果の不良債権は6747億円、要償却額は、253億円であったのに対し、日銀考査の結果は、不良債権は2兆620億円、要償却額は2557億円でした。不良債権で3倍、要償却額では何と10倍の差がありました。この半年間に地価が大幅に下落し、要償却額が担保掛目の臨界点を超えて加速度的に急拡大したことで、兵庫銀行の資金繰りの悪化で債務者に対する追加融資が打ち切られたことによつて利息延滞債権が増したこともありましたが、それにしても要償却額の10倍の格差は説明できません。原因は大蔵と日銀の要償却額の定義の違いにありました。第1に、日銀考査では、関連ノンバンクの不良債権は母体行の与信額を超えて母体行の負担としたのに対し、大蔵検査では母体行の与信額の範囲に限定したこと、第2に、日銀考査では、不良債権の担保保全価格の一定割合を自動的に要償却額として計算しますが、大蔵検査では、公示価格で算定した不足分を要償却額としていました。大蔵検査は行政上の制裁措置が伴いますので、そのような手順が必要とされます。関連ノンバンクの不良債権をどこまで母体行の責任とするかは、後々まで問題となった点ですが、地価が急激に低下している時期は公示価格は常に従いになりますので、結果としては、日銀考査の方が先見性があったということになります。

【竹中】 住専を含むノンバンクに対する大蔵省の監督について、「ノンバンクへの問題意識を強く持つて、その重要性を主として自民党に訴えかけたが、規制強化への消極論も多く思うようにならなかった」と自民党にも大きな責任があるとの考えもありますが、こ

れについてはどうでしょうか。

【寺村】 その件は就任前の問題ですので、私は全く承知しておりません。ただ、想像できることは、当時の金融自由化、規制緩和の大きな流れの中での規制強化は、自民党だけでなく、マスコミに代表される世論の支持も得られなかったのではないのでしょうか。

【竹中】 わかりました。

住専処理に対する評価

【竹中】 そして、住専のお話の冒頭に、この6850億円のために、本来に必要なときに使えなくなったというお話がありました。最終的に住専を処理するために6850億円の公的資金を使うことになり、日経平均、株価が1年2ヵ月ぶりに2万円台を回復した95年12月には、寺村様は大蔵省を退官されていました。この住専処理策をどのように評価されますか。というか、その評価は既にお伺いしましたが。

【寺村】 そうですね、ちょっと経緯を言いますと、あれが決まったのは96年か。

【竹中】 最終的に法律が通ったのは96年6月です。

【寺村】 95年12月19日、たまたまそのとき、当時の銀行局の審議官二人と会食していたんです。

【竹中】 高橋〔厚男、現在日本証券経済研究所理事長〕さんと……。

【寺村】 と小山〔嘉昭、現在全国信用協同組合連合会理事長〕さんです。そうしたら、ニュースの報道がありました。ええつ、まさか、という感じでした。というのは、当時私はもちろん退官してい

ましたけれど、住専を見直しているという動きがあったから心配していたわけです。当時の銀行局の担当者に尋ねますと、「母体行は債権を全額放棄する。残る損失を一般行と農林系統金融機関が分担して、公的資金は絶対に投入しません」との答えなので安心していました。ところが、公的資金を投入するというニュースでした。我々の努力は水の泡になったと思わず涙しました。この時点で大手21行の株式含み益は12兆8000億円もあり、勿論債務超過でなく、株主配当も継続されていました。公的資金を投入する状況では全くなかったからです。私は憤懣やる方ない思いで、西村吉正銀行局長を訪ね、公的資金投入の理由を尋ねました。西村銀行局長は、「あれは主計と官房がやったことで、私は知りません」と答えました。そこで涌井〔洋治、現在JTB会長〕官房長のところに行き「どうしてこういう処理をしたのか」尋ねました。涌井官房長は、「農林系統金融機関が損失分担に乗らないと言い、銀行局で処理不可能になったから、しょうがなく主計と官房で引き取りました」と答えました。「銀行局がガバナビリティを失ったからやむなく主計局で納めました。」私も主計局を経験したので判るのですが、理屈はない最後はお金でという予算決着の論理です。

【竹中】確かに最後はお金で処理すればいいだろうと。

【寺村】これでおさまればいいよと、そういう感覚です。ところが金融はそうはいかないのです。案の定、国会では散々たたかれました。「何のためなんだ」と言われても、銀行局は何の説明もできずに、立ち往生です。それで法案を成立させる方法として、「2度とやりません」という武村大蔵大臣の公約を出してしまいました。だから本当に必要なときには迷走に迷走を重ねることになります。

【竹中】そうですね。住専のときのこの最後の決まり方があまりにドタバタと……。諸説ありますが、考え方として結局最後に……。

【寺村】債務超過にならない限り公的資金は投入してはいけないのです。地価の下落が続くなら公的資金投入が必要とされる時期が必ず来るはずで。それに備えなければならぬ。そのためにも銀行が債務超過にならない前の公的資金投入は回避しなければならぬ。

【竹中】そうすると、住専にはどういう処理策があったとお考えでしょうか。

【寺村】母体行完全放棄は当然として、一般行にもっと損失を分担してもらう必要があったのです。債務超過にならない限り損失を分担すべきでありました。

【竹中】それは西村説だったんですけれど……。

【寺村】だからもっと銀行の金利減免を深掘りして、農林系統金融機関に「銀行はここまで血を流したのだから、理解してくれ」と说得すべきでした。

【竹中】そうすると、寺村様の目からご覧になって、西村さんはまず、銀行に負担割合を負担させて、それで結局最後、いろいろな計算方式で、修正母体方式というもので最後に1兆2000億円が残ってしまった。これを農林系に「負担してください」と言ってお願ひに行ったら、「冗談じゃない」という話になった。それで農林系は農林族を巻き込んで政治に一気に行ってしまった。

【寺村】そう、政治に行っちゃった。そこで、あの「覚書」が政治的に利用された。

【竹中】かつ、そのときの農林族の言い分としては、当時、堤〔英

隆、現在財団法人畜産環境整備機構理事長」経済局長だったと思いますが、5000億なら出せると言ったので、さっきのお話の通り主計局の論理でおさまるなら残っている6850億円を出せばいい、という話になってしまったわけです。

西村さんの説明としては、もつと頑張つて、銀行を説得して、農林系にそんなに負担をさせないでやるつもりだったのに、主計が途中で介入してきたからあのような展開になってしまったということだと私は理解しています。

【寺村】 涌井官房長の「銀行局が当事者能力を失ったからしょうがなく出た」という答えになります。しかし、これは主計と官房の暴走だと思います。もう少し銀行局にやらせるべきであったところが、官房と主計局が農林省と手を握ってしまったために、農林省が銀行局を相手にしなくなったのではないかと想像します。

【竹中】 西村さんにもうちよつと頑張ってもらえばよかったということですか。

【寺村】 ただ、西村局長は「正直言つては」とも付け加えました。

【原田・竹中】 ああ（笑）。

【竹中】 もう一つの頑張り方としては、これはオフレコで聞いた話なのでお名前は言えないんですが、その人が言ったのは、攻め方を間違えたんだと。農林系にまず最初に行つて、「いったいどこまで出せるのか。名目は何でもいい」と。それで5000億なり6000億なり出すということで、そつちをフィックスする。どうせあつちのほうが強いから、最後にそつちにつけを回したら絶対に農林族が出てきてしまう。だから、農林族が出てくる前に、農林中

金のところに行つて、「いったい幾ら出してくれるのか」と。そこで残った額を、何でもいから銀行を説得して出させればよかった。そうすれば公的資金を入れなくて済んだ、と言った方もいるんですが、それはいかがですか。

【寺村】 そうかもしれませんね。

【竹中】 そうですか。惜しかったですね。住専。

【寺村】 だから、それを聞いたとき、本当に涙を流しました。「自分達は、一体何のために働いてきたのだ。これで不良債権処理のための公的資金の投入は必ず混乱に陥る」と。

【竹中】 もっと言つてしまえば、西村さんはご著書の中で、住専に関しては硬軟両様のやり方があつて、あそこで一気に破綻処理に踏み込まなくてもよかった、ということまで示唆されています。それについてはどう思われますか。

【寺村】 結果論ですが、地価がどこまで下がるか誰にも解らなかつた。債務超過にならない限り公的資金の投入を回避しながら、その時点、その時点で最善と思われる方法を模索していく以外の方法はなかつたと思います。

【竹中】 今はたぶん住専処理機構で、2次ロスの問題はたぶん……。

【寺村】 共同債権買取機構というのは、2次ロスの連続だったのですから。でもこのスキームで銀行の自己責任において大量の不良債権の処理が出来たのも事実です。しかし、地価が10分の1まで低下すれば自己責任では処理できない。だから公的資金の導入は必要だったのです。もし地価下落が、バブルの反動で止まるのであったなら、公的資金は全く必要なかった。

兵庫銀行問題

【竹中】 住専の話が出たので住専の話を先にお伺いしてしまいましたが、このころ問題になった、先ほどこよと出た兵庫銀行と、東京協和信用組合、安全信用組合、コスモ信用組合、木津信用組合などの経営状態について。これはそれぞれ大変なお話があるぐらいの個別案件だとは思いますが。兵庫銀行は、それこそ土田前局長からの百科事典引継書でも、要注意という状況で引き継がれたという感じでしたか。

【寺村】 はい。兵庫銀行は就任直後から、個別銀行問題として大変だということになっていました。問題は、兵庫銀行の本体というよりむしろ、関連ノンバンクなんです。兵庫銀行は、92年3月末で資金量が3兆3000億で、第二地銀中第1位でした。ところが関連ノンバンクの不良債権が顕在化すると、銀行本体の資金繰りが急迫するようになりました。兵庫銀行には長谷川寛雄会長というオーナー経営者が、積極的な経営拡大路線をとってきた結果、コールなどの市場資金を取り入れて、ノンバンクへの貸出しに走ったのです。バブルの最盛期には、市場資金への依存率が3割にも及んでいました。バブルが崩壊して関連ノンバンクの経営が不振に陥るや、市場資金の取り入れが困難化し、兵庫銀行の本体の資金繰りが急迫するようになります。

それで、7月頃からいつ資金繰りが破綻するかということが心配される状況となりました。「今、1000億の不足が見えている。なんとか今日は泳ぎました」と、当時は、毎日報告があるわけです。「一週間先はこのぐらい。このぐらい資金がショートする見込みで

す。」その時期になると、「これでなんとかしのぎました」という報告になります。これが兵庫銀行の状況でした。

そこで、8月の半ばに検査を実施しました。資金繰りが破綻した時どうするかということ、日本銀行とも相談しました。いざというときには日本銀行が貸出しをしますが、日銀貸出には担保が要るわけです。担保でカバーできない分をどうするかということになりました。そうなると頼るのは大口株主ですよ。どこかという、住友、日長銀、興銀です。そこに資金支援を大口株主からお願ひする必要があるということで、8月28日に住友銀行の巽外夫頭取に会いました。兵庫銀行の資金繰りが深刻な状況に陥っている。経営のリストラを進めるよう指導するから、資金ショートが生じた場合、金融システムの安定性の確保のために資金支援の協力をなんとかお願いできないかと言ったんです。

そうしたら巽さんは、金融システムの安定性に協力するのは金融機関の使命だと思っているけれど、問題が二つあるとしました。

一つは、国際業務への影響です。ちよどイトマン事件で、住友銀行の格付けがA3まで落ちていました。兵庫銀行への資金支援の結果、不良債権がさらに増大すると受け止められると、格付けがさらに低下して、国際業務ができなくなるおそれがあるという問題です。第2の問題点は行内の反発です。今までまさに関西地区でやり合っていた相手を、なんで助けるんだという問題があります。

第2の問題は、自分が頭取として行内の反発を抑えます。しかし、第1の問題はどうしても心配です。だから、とにかく住友銀行の不良資産が増加したと受け取られないような証が欲しい。それは、日本銀行が格付機関に対して兵庫銀行を全面的にサポートする

ことを明言してくれることです。その証が得られない段階では、どうしても資金繰りということになったら、とりあえず短期に限定してやらせていただきます。こういう返事でした。

短期的であつても、いざとなつたら助けてくれる、という頭取の言質が得られたというふうに、そのとき私は受け止めました。このとき、異頭取からは次のような発言もありました。「同業者として見ますと、兵庫銀行の関連ノンバンクは相当悪くなっている。本体もかなり悪い。しかし、長谷川会長が実権を握つていて、大蔵OBの山田実社長には情報は何も入っていません。銀行局が検査にお入りになつても、たぶん実態は隠蔽されて把握できないと思います」と。

【原田・竹中】 そこまで言われましたか(笑)。

【寺村】 ただ、一応は、いざというときには、短期的ではあるけれど資金支援をしてくれるということ、ちょっと一安心しました。でも、9月になつてもどんどん悪くなる。だいたい資金不足が2000億円ぐらいですから、半端な額じゃないのです。毎日、やばいね、やばいねと思っていました。本当に。

いざというときには、日銀と住友、日長銀、興銀に資金支援を仰ぐということですが、資金支援と抜本リストラ策を同時に公表しなければならぬと考えました。8月末に兵庫銀行から提出された抜本リストラ策は、極めて生ぬるいもので、日銀や他の銀行が納得できるようなものではありませんでした。金融検査の結果、不良債権の比率が急増していることが明らかになりましたので、決算承認銀行に指定すると同時に、経営体制の刷新を求めました。その結果、長谷川会長の退任、配当停止、役員報酬カット、海外店舗の廃止、

国内店舗の統廃合という一連のリストラ策が実施されることになりました。それと経営体制を強化するため住友銀行と興業銀行に人材派遣を求めましたが、両行とも兵庫銀行の経営にコミットしたととられるのを恐れたため実現せず、結局10月に大浦(克彦)元日銀仙台支店長、12月に大坪(邦夫)元大蔵省金融検査官が顧問として入行することになりました。こうした中で、兵庫銀行のノンバンクについての金利減免スキームが合意されました。日債銀の金利減免スキームと比較すると、大手金融機関の金利が4%から3・25%と減免幅が拡大され、その他の金融機関の減免幅も拡大されましたが、農林系統金融機関は金利減免には応じませんでした。

兵庫銀行の93年3月期決算は、不良債権の処理のため大幅な赤字となりましたので、大蔵OBの山田社長は責任を取つて退任することになりました。後任社長を民間金融機関に求めることはそもそも困難であり、山田社長と同じ大蔵OBに求めざるをえませんでした。兵庫銀行の苦境をあえて引き受けられる方を見つけるのは至難でありました。結局再三再四固辞された吉田正輝元銀行局長が、関係者のたつての要望に抗すること能わず、94年5月に後任社長含みで顧問として入行されました。

94年6月の株主総会で就任されるや、吉田社長が大蔵省を訪ねてこられました。開口一番、「兵庫銀行の実態は銀行局から聞いていたよりはるかに悪い」と発言されました。これは私にとって大変なショックでした。すでに述べたことですが、92年8月に住友銀行の異頭取が、「事実隠蔽が行われるので、検査に入つても銀行局が実態を把握するのは困難である」と発言しました。92年8月19日に検査に入りましたが、検査官から「意図的にかくしているのはないよ

うです」と中間報告がありました。が、「絶対あるはずだ」と押し返しました。その結果9月17日になって「こう徹底的に調査されたら隠し切れないギブアップです。検査直前に意図的に隠したものを全部説明します」と担当常務が申し出たとの報告がありました。21日には、主任検査官から、「次々と疑問点が湧いてくる。関連会社の査定には、時には自分が直接立ち会って厳しく聞き出すよう努力している。なかなか査定が進まない」という報告がありました。そして、24日に検査官室長を現地に送ったら、「銀行の審査部長から、『他人の家に土足で踏み込むのか』という反発や厳しいやりとりがあったが、関連会社、親密取引先等を中心に融資の使途を徹底的に洗い、関連ノンバンクの営業貸付金の約8割の査定を終えた。不良債権の一種の隠蔽工作の不健全、不適切な取引については、すべてとは言い切れないにしてもほぼ実態をつかんだ。こういう報告を受けていました。こういう経緯があったので、実態が違うと言われたのは、ショックだったんです」。

【竹中】　そこまでやったにもかかわらず、まだ隠しているものがあったんですね。

【寺村】　いや、隠したというより、銀行自体が実態を把握していなかったということです。だから次から次へボロが出てくるのです。

【竹中】　何をやっていたんだ、という話ですね。

【寺村】　それで、94年の8月に、銀行本体につき特別ヒアリングを実施することになりました。その結果、不良債権は倍に、それから要償却額は5倍になりました。この1年間で地価が20%以上下落したこともあります。金融検査部が不良債権の分類基準を実態に合わせて変更したことによる不良債権の増加もありました。

銀行本体についてのヒアリングで精一杯でありましたので、関連ノンバンクについては、自己査定を兵庫銀行に要請しました。自己査定の結果は総資産1兆9000億円、損失見込みは6100億円となりました。ところが、兵庫銀行の関連ノンバンクに対する融資額は4300億円と、損失見込み額の6100億円を下回っています。これがノンバンクの典型的な問題点なのです。

吉田社長は、「93年秋のリストラ策ではとてもたない。さらなる金利減免が必要である」といつてきました。日銀も銀行局も、兵庫銀行はこのままでは早晚経営破綻に陥るので、金利減免の深掘りだけでは足りない。抜本的な対策が必要であるとの認識を持つようになりました。6100億円のロスを兵庫銀行が背負うのは不可能である。さりとて兵庫銀行の融資額4300億円を超える額について公的資金を導入することは出来ない。何故なら、融資をしている銀行は株式会社含み益をもっており、株主配当も継続しているからです。

そこで考えたのが、預金保険機構の資金を活用する方式です。兵庫銀行の債権をグッドローンとバッドローンに分けて、バッドローンについては、兵庫銀行の資本金等で処理し、足りない分を預金保険機構の資金で処理する。グッドローンについては、新銀行を設立するか、兵庫銀行に各銀行が新規出資をするというものです。新銀行設立は昭和金融恐慌の時の昭和銀行という前例があります。10月から11月にかけて日銀とこの問題を詰めました。バッドローン処理のためにどの位の資金が必要か、兵庫銀行の資本金の他に日銀は最初1000億円位といっていました。最終的には3000億円位の資金が必要であろうということになりました。グッドローンを維

持管理するためには、500億円位の新規出資が必要であるということになりました。

【竹中】 新しい銀行を設立するためにですか。

【寺村】 それか兵庫銀行に追加出資を求める方式にするかです。

【竹中】 それが奉加帳方式ですね。

【寺村】 どちらにしてもいいけれど、それはどのぐらいの資金が必要かということを日銀と詰めたわけです。11月頃にはおおよそ煮詰まりました。いざとなれば、その処理案を表に出すということ念頭において、兵庫銀行の関連ノンバンクの金利減免を各銀行に願うことにしました。兵庫銀行の吉田社長とともに、日銀と銀行局の幹部が協力要請に歩きました。その結果、金利減免深堀りの合意が成立しました。

そうこうしているうちに私の任期が到来しました。この方式が使われたのはもつとあとのことになりますが、他の金融機関の処理にも使われましたが。

【竹中】 奉加帳方式か新銀行設立かというのは、破綻処理するわけにはいかないということですか。

【寺村】 いやいや、これは破綻処理です。当時、小さなところで破綻処理を行いました。例えば釜石信金、大阪府民信組です。兵庫銀行では破綻処理の新たなスキームを作りましたが、実施するまえに私は異動することになりました。

【竹中】 東京協和信組と安全信組も、そろそろまずいという状況でしたか。

【寺村】 そういう状況にはなっていました、信組は直接の監督官庁が都道府県という問題があります。

【原田】 東京協和は個性的な人がいましたね。

【竹中】 理事長の高橋治則さんですか。

【原田】 東京協和は、政治家が圧力をかけてきたということもあったのですか。

【寺村】 大阪府民信組は大阪府が非常に積極的に対応してくれましたが、東京協和、安全信組は東京都の対応がかなり鈍かったんです。

【竹中】 鈍かったというのは？

【寺村】 担当者の問題です。担当者がどこまでやる気をもって真剣に考えるかどうか、という問題です。

【竹中】 一義的には東京都が監督しているわけですよ。

【寺村】 そうです。だから大蔵省は直接は介入できないわけなんです。でも、「このままだったらどうしようもなくなる」と言い続けたんです。それで具体的な対処案までつくりました。もちろん日本銀行と検討したうえですが。

【竹中】 そうです。東京共同銀行方式というのは、94年12月頃に打ち出されて……。

【寺村】 94年12月に2信組（東京協和、安全信用）の破綻処理が決定したんですね。

【竹中】 ということは、94年12月のスキームは、寺村様が局長だった頃に既に……。

【寺村】 そうです、94年6月中旬までに、日銀と意見交換をして、次のように具体的な内容を詰めました。

「東京協和信組と安全信用信組の実態は一段と悪化している懸念が強く、両信組はいずれあるいは近いうちに破綻する可能性が高

く、そのような事態に備えておく必要がある。両信組を処理する場合の選択肢として、(1) いずれもペイオフも行わない、(2) 安全信組にはペイオフを行う、という二つの方法がある。いずれの選択肢をとる場合にも、受け皿銀行の設立が必要である。当該受け皿銀行は他の複数の都内の問題信組も一括して処理するかたちで設立される。その際、受け皿銀行への出資を目的とした機関を全信組連に設立させる。日銀の役割としては当該機関への出資が考えられる。ペイオフを行うかどうかは現時点で最終結論を留保し、処理を行う時点で改めて検討する。東京都に対しては、大蔵、日銀は両信組処理に関する責任を果たすよう強力に当たると。

とにかく東京都が動かないんです(笑)。

【原田】 東京都は、このまま行ったらどうなると思っていたのでしょうか。

【寺村】 どうしてよいか途方にふれていたという感じでした。

【竹中】 コスモもそうですか。コスモは東京ですよ。

【寺村】 コスモ信組も問題にはなっていました。破綻処理はもつと後になります。

【竹中】 では、大阪の木津(信用組合)はどうですか。

【寺村】 木津も当時問題になっていたけれど、直接、破綻処理をした記憶はないです。

【竹中】 破綻は、次の西村さんになってからですね。でも、木津の経営状態がまずいというのは……。

【寺村】 わかっていました。日銀が問題金融機関をリストアップしていましたが、それはその通りに事態が進展しました。

【竹中】 日銀が持ってくるんですか。

【寺村】 こちらも把握しています。そこにはあまり意見の相違はないわけです。「それはそうだよ、ここも悪いよね、そうね、ここも悪いよね、ここもつづれるかもしれないね」、そういう話です。

【原田】 寺村さんも、やはり百科事典みたいなものをつくって、引き継ぎのときに西村局長にお渡しになったのですか。

【寺村】 土田さんは自分でお書きになりましたが、私の場合は部下が作りましたから、内容はともかく、量的には、もつと多くなりました。

【原田】 局内の書類ですね。

【竹中】 「ここも悪いよね、ここも悪いよね」ということであれば、全部の信用組合に対応できるような破綻処理制度を考えると、それは、その頃はまだなかったということですか。

【寺村】 そうですね、まだ個別対応でした。破綻処理は、釜石信金が始めてでしたから。

金融緩和・量的緩和・信用緩和の発想は？

【原田】 資産価格がずっと下がってきたことが大きな問題だったと思います。そのときに、もつと金融政策を発動して地価なり資産価格をあまり下げないようにしよう、という発想は誰も考えていなかったのでしょうか。

【寺村】 公的資金を投入して、不動産価格の低下を支えろという提案は無数にありました。しかし、収益還元価格から著しく乖離していた不動産価格を下支えするという政策には合理性がないのではないのでしょうか。規制緩和を続ける限り、収益還元価格に収斂し

ていくのを避けることはできないのではないですか。

【原田】 個別的にはあったわけですが、今、アメリカやイギリスでもどこでもやっています、非常に極端な金融緩和、量的緩和、信用緩和をやっていますよね。

【寺村】 不動産価格が収益還元価格を中心に変動している場合は、それは一定の効果があるでしょうが、日本には妥当しいのではないのでしょうか。それに日本は金融緩和と政策を長期にわたって継続してきたのではないですか。

【原田】 金利は下げたけれども、マネーが増えるほどにはなっていないですよ。

【寺村】 地価の下落が長期にわたって継続し、企業がバランシード調整を長期にわたって余儀なくされたため、通貨供給量は増加しませんでした。ただ、金融機関はそれによって救われました。

【原田】 ある程度はね。

【寺村】 一種の補助金ですよ。

【原田】 長期金利はあまり下がらず、短期金利が下がればもうかる。

【寺村】 要するに家計から金融機関と企業への所得移転が行われたということではないでしょうか。

【原田】 物価が上がれば名目GDPも上がって、名目GDPも上がれば資産価格もそこまで下がらないだろう。そういう発想はなかったということですね。

【寺村】 いや、ただ収益還元価格が本来のグローバルスタンダードでしょう。戦後の地価神話は経済の原理原則から外れている。どこかで、破綻するはず。笠信太郎さん（ジャーナリスト、元朝日

新聞論説主幹）の「花見酒の経済」の予言が30年後に当たった。地価が収益還元価格に収斂した今となれば、これからは、おっしゃるような発想がでてくるのではないのでしょうか。

【原田】 ただ、一等地は10分の1にはなっていないですよね。

【寺村】 いや、なっていますよ。

【原田】 一等地もですか。でも、丸ノ内や銀座の価格はそんなに下がっていませんね。

【寺村】 最近のミニバブルで、銀座の公示価格の最高価格は一時期91年当時と同じ水準にまで上昇しました。これは局地的な動きで、同じ銀座の中でも、91年当時の半値という場所もあります。6大都市の商業地の価格指数は、70年代の水準に止まっています。

【原田】 ああ、六大都市商業地の平均で見ると……。

【寺村】 6大都市の商業地価格を、日本不動産研究所が長期的な時系列で出しています。地価公示価格は長期的な時系列をとれませんでしょう。

【原田】 6大都市の商業地だと、そうですね。

【寺村】 特に担保不動産なら、工業地や住宅地より商業地の価格のほうがいいですからね。

【原田】 そうですね、わかりました。

「株式含み益」と「収益還元価格から乖離した地価」が問題だった

【竹中】 話をお聞きすると、個別銀行にとりあえず兵庫銀行のよくなかたちで個別に対応していった、本当にパニックが起きそうに

なったときには、昭和金融恐慌のときのように、公的資金を導入する。あのときも危機が起きてから立法措置はしたので、立法措置は危機が起きた後でいいと。

【寺村】 そうです。

【竹中】 予防的に導入する必要はないと。

【寺村】 「なんでか」という説明をして国民の理解を得られる政治的なフイージビリティが過去の経験、諸外国の例に照らすと殆どないということです。公的資金導入の宮澤発言は、「金融機関の救済が目的ではない、国民経済の血液である金融がうまく動かなければ迷惑するのはお互いだ。国民経済全体のためにあえて公的援助を辞するものではない」と大変志しの高いものでしたが、結局、財界の理解すら得られなかったではないですか。

【竹中】 無理ですね。よほどすごく安全なときに「念のため」に入れるか、危機が起きてから入れるか、どちらかだとどなたかがおっしゃっていました、そんな感じでしょうか。

【寺村】 すごく安全なときに「念のため」入れることもむづかしい。「いったいどういうことなんだ。今の情勢に何か問題があるのか」と言われる。「そんなことはありません」と言ったら、「じゃ、いいじゃないか」ということになってしまう。

【竹中】 住専がなかったら、もう少し公的資金の話を早く……。

【寺村】 ほかの国では、バブル崩壊、即、債務超過という事態が発生した。日本の銀行は、バブル崩壊後、債務超過になるまで、8年もかかっています。こんな国は世界中にありません。巨額な株式含み益の累積と、収益還元価格から乖離した地価という特殊日本のな問題です。

それにもかかわらず、アメリカは日本に不良債権の早期処理を迫り、世論もそれを多としたので、01年度決算では、多額の不良債権が計上されました。大手金融機関が92年度から01年度までの期間に償却した不良債権は実に66兆7000億円に達していましたが、01年度末の不良債権残高は未だ18兆9000億円の巨額に達していました。ところが、02年度以降05年までに償却された不良債権は10兆2000億円に止まっているにもかかわらず、05年度末の不良債権残高は1兆2000億円まで減少しています。実に7兆4000億円不良債権がバランスシートから除外されています。景気回復に伴い、倒産企業が急回復したと考えるより、01年度末の不良債権残高が実態を反映したものではなかったと考えるほうが自然ではないでしょうか。特に01年度の不良資産の新規計上額が突出しています。既に地価の下落は微減にとどまっていたので、実態の増加ではなく不良債権の定義の変更に伴う増加ではなかったのでしょうか。その結果潰さなくてもよい銀行を潰した事になったのではないのでしょうか。

【竹中】 やはりそうですね。

【寺村】 不良債権が多いと言って、過剰積立をさせたのです〔資料2〕。

資料2 大手銀行不良債権計上額及び不良債権処理額推移

	不良債権残高	貸倒引当金残高	引当未済不良 債権残高	不良債権処理額	引当未済不良 債権新規計上額	商業地 地価指数増減
91	85,172	29,645	55,527			-15.8
92	227,049	36,983	190,066	16,398	150,937	-19.4
93	280,669	45,466	235,203	38,722	83,859	-12.6
94	251,795	55,363	196,432	52,322	13,551	-13.4
95	214,792	103,445	111,347	110,669	25,584	-8.8
96	191,415	93,880	97,535	62,099	48,287	-4.6
97	210,703	136,012	74,691	108,188	85,344	-2.9
98	202,489	92,576	109,913	104,403	139,625	-2.9
99	197,720	76,780	120,940	53,975	65,002	-2.8
00	192,810	69,390	123,420	42,898	45,378	-2.1
01	276,260	86,570	189,690	77,212	143,482	-1.9
02	204,330	78,970	125,360	51,048	-13,282	-1.6
03	135,670	69,030	66,640	34,607	-93,327	-0.8
04	72,900	47,390	25,510	19,621	-60,751	-0.1
05	45,240	32,470	12,770	-2,803	-12,740	1.4

出所) 各時点における大蔵省・財務省・金融庁調べ